

議案第 8 4 号

公共施設使用料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
上記の議案を提出する。

令和 4 年 1 1 月 2 9 日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

公共施設使用料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

(甲賀市斎場条例の一部改正)

第1条 甲賀市斎場条例（平成16年甲賀市条例第84号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

施設名	区分		金額（円）	
			市内	市外
火葬炉	大人（12歳以上）	1体	20,000	60,000
	小人（12歳未満）	1体	10,000	30,000
	妊娠4月以上の胎児	1体	5,000	15,000
	改葬遺骨	1体	5,000	15,000
汚物炉	身体の一部	1人分	5,000	15,000
	胞衣物（20kg未満）	1個	5,000	15,000
動物炉	小動物（50kg未満）	1体	3,000	—
霊安室	24時間以内	1日	5,000	—
葬祭場	告別式等（午前9時から午後4時まで）	1回	30,000	—
	通夜等（午後4時から翌日午前9時まで）	1回	30,000	—
待合室	2時間当たり		800	2,400

備考

- 「市内」とは、死亡者（胎児については、その父又は母）又は利用者が本市の住民基本台帳に記録されている場合に適用し、「市外」とは、市内以外の場合に適用する。
- 動物炉の利用については、飼主が市内に住所を有する者に限る。なお、営利を目的とする場合は、利用することができない。
- 「小動物」とは、50kg未満の犬、猫等のペットをいう。
- 葬祭場の利用については、市内に限る。

5 霊安室の利用については、葬祭場利用者に限る。

6 待合室の利用については、火葬炉利用者に限る。

(甲賀市児童館条例の一部改正)

第2条 甲賀市児童館条例（平成16年甲賀市条例第92号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「特別の事情があると認めるときは」の次に「、別に定めるところにより」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

施設名		1時間当たり金額（円）	
		市内	市外
甲賀市かえで児童館	学習室	300	600
	練習室	300	600
甲賀市たけのこ児童館	学習室	200	400
	遊戯室	800	1,600

備考

1 「市内」とは、市内に在住、在勤若しくは在学する者、市内に在住、在勤若しくは在学する者が半数を超える団体又は市内に事業所、店舗その他の施設を置く法人が利用する場合に適用し、「市外」とは、市内以外の場合に適用する。

2 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。

(甲賀市農村環境改善センター条例の一部改正)

第3条 甲賀市農村環境改善センター条例（平成16年甲賀市条例第109号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第9条、第15条関係）

施設名	1時間当たり金額（円）
-----	-------------

		市内	市外
甲賀農村環境改善センター	多目的ホール	1,800	3,600
	和室	300	600
	視聴覚室	300	600
	農事研修室	300	600
	農産加工室	400	800
	農事相談室	200	400
甲南農村環境改善センター	大会議室	700	1,400
	実習室	500	1,000
	農業情報資料室	500	1,000
	和室	400	800
	農事研修室	500	1,000

備考

- 1 「市内」とは、市内に在住、在勤若しくは在学する者、市内に在住、在勤若しくは在学する者が半数を超える団体又は市内に事業所、店舗その他の施設を置く法人が利用する場合に適用し、「市外」とは、市内以外の場合に適用する。
- 2 営利の目的をもって利用する場合の1時間当たりの使用料の額は、この表に定める額の3倍に相当する額とする。
- 3 前項の場合において、入場料その他これに類する金銭を徴収するときは、入場料総収入額の1割に相当する額を使用料として徴収する。
- 4 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。

(甲賀市農村集落センター条例の一部改正)

第4条 甲賀市農村集落センター条例（平成16年甲賀市条例第111号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第10条関係）

施設名		1時間あたり金額（円）	
		市内	市外
甲賀市大河原ふれあいホール	多目的ホール	200	400
	和室	200	400
	調理実習室	600	1,200
甲賀市雲井地区農村活性化センター	和室（大）	300	600
	和室（小）	200	400
	研修室	400	800
	調理室	200	400
甲賀市農林漁家婦人活動促進施設柞原会館	大ホール	1,300	2,600
	和室	500	1,000
	調理室	900	1,800
	会議室	500	1,000
甲賀市生産物直売・食材供給施設田代高原の郷	研修室	400	800

備考

- 「市内」とは、市内に在住、在勤若しくは在学する者、市内に在住、在勤若しくは在学する者が半数を超える団体又は市内に事業所、店舗その他の施設を置く法人が利用する場合に適用し、「市外」とは、市内以外の場合に適用する。
- 営利の目的をもって利用する場合の1時間当たりの利用料の額は、この表に定める額の3倍に相当する額とする。
- 前項の場合において、入場料その他これに類する金銭を徴収するときは、入場料総収入額の1割に相当する額を利用料として徴収する。
- 利用時間が1時間に満たない場合の利用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。

(甲賀市農業振興センター条例の一部改正)

第5条 甲賀市農業振興センター条例（平成16年甲賀市条例第112号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「特別の事情があると認めるときは」の次に「、別に定めるところにより」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第9条関係）

施設名	1時間あたり金額（円）	
	市内	市外
ふれあいホール	250	500
木工体験室	250	500
特産品加工室	400	800

備考

- 1 「市内」とは、市内に在住、在勤若しくは在学する者、市内に在住、在勤若しくは在学する者が半数を超える団体又は市内に事業所、店舗その他の施設を置く法人が利用する場合に適用し、「市外」とは、市内以外の場合に適用する。
- 2 営利の目的をもって利用する場合の1時間当たりの使用料の額は、この表に定める額の3倍に相当する額とする。
- 3 前項の場合において、入場料その他これに類する金銭を徴収するときは、入場料総収入額の1割に相当する額を使用料として徴収する。
- 4 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。

(甲賀市開発センター条例の一部改正)

第6条 甲賀市開発センター条例（平成16年甲賀市条例第117号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「特別の事情があると認めるときは」の次に「、別に定めるところにより」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第9条関係）

施設名		1時間あたり金額（円）	
		市内	市外
土山開発センター	大集会室	700	1,400
	会議室	300	600
	調理室	400	800
信楽開発センター	大集会室	700	1,400
	会議室（大）（1室につき）	300	600
	会議室（小）	200	400
	和室	300	600
	調理実習室	400	800

備考

- 「市内」とは、市内に在住、在勤若しくは在学する者、市内に在住、在勤若しくは在学する者が半数を超える団体又は市内に事業所、店舗その他の施設を置く法人が利用する場合に適用し、「市外」とは、市内以外の場合に適用する。
- 営利の目的をもって利用する場合の1時間当たりの使用料の額は、この表に定める額の3倍に相当する額とする。
- 前項の場合において、入場料その他これに類する金銭を徴収するときは、入場料総収入額の1割に相当する額を使用料として徴収する。
- 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。

（甲賀市林業施設条例の一部改正）

第7条 甲賀市林業施設条例（平成16年甲賀市条例第118号）の一部を次のように改正する。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第8条、第14条関係）

施設名		区分	1時間あたり金額（円）	
			市内	市外
甲賀市やまびこドーム	競技場	1面	300	600
	照明設備	1面	300	
甲賀市森林文化ホール	ホール	—	900	1,800
	林業情報ルーム	—	300	600
	モデルルーム	—	600	1,200
	木工体験室	—	400	800
甲賀市グリーンドーム	競技場	1面	300	600
	照明設備	1面	300	
甲賀市上野ドーム	競技場	1面	600	1,200
		1 / 2面	300	600
	照明設備	1面	600	
		1 / 2面	300	

備考

- 「市内」とは、市内に在住、在勤若しくは在学する者、市内に在住、在勤若しくは在学する者が半数を超える団体又は市内に事業所、店舗その他の施設を置く法人が利用する場合に適用し、「市外」とは、市内以外の場合に適用する。
- 営利の目的をもって利用する場合の1時間当たりの使用料の額（照明設備は除く。）は、この表に定める額の3倍に相当する額とする。
- 前項の場合において、入場料その他これに類する金銭を徴収するときは、入場料総収入額の1割に相当する額を使用料として徴収する。
- 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。

（甲賀市信楽伝統産業会館条例の一部改正）

第8条 甲賀市信楽伝統産業会館条例（平成16年甲賀市条例第126号）の一部を次のように改正する。

第11条第4項中「特別の事情があると認めるときは」の次に「、別に定めるところにより」を加える。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第11条関係）

施設名	区分	金額（円）	
		市内	市外
企画展示室	1日当たり（午前9時から午後5時まで）	7,000	14,000
会議室（1室につき）	1時間当たり	300	600
技術指導室		300	600

備考

- 1 「市内」とは、市内に在住、在勤若しくは在学する者、市内に在住、在勤若しくは在学する者が半数を超える団体又は市内に事業所、店舗その他の施設を置く法人が利用する場合に適用し、「市外」とは、市内以外の場合に適用する。
- 2 営利の目的をもって利用する場合の1時間当たりの使用料の額は、この表に定める額の3倍に相当する額とする。
- 3 前項の場合において、入場料その他これに類する金銭を徴収するときは、入場料総収入額の1割に相当する額を使用料として徴収する。
- 4 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。
- 5 会議室を展示の目的に利用する場合の使用料は、この表に定める額（備考2を適用する場合にあっては、適用後の額）の2倍に相当する額とする。
- 6 音響設備を利用する場合は、1,000円を加算する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第11条関係）

施設名	区分	金額（円）	
		市内	市外

企画展示室	1時間当たり（午後5時から午後10時まで）	2,000	4,000
-------	-----------------------	-------	-------

備考 別表第1の備考1から4までの規定は、この表において準用する。

（甲賀市信楽産業展示館条例の一部改正）

第9条 甲賀市信楽産業展示館条例（平成16年甲賀市条例第127号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第14条関係）

施設名	区分	1時間当たり金額（円）	
		市内	市外
多目的ホール	平日	2,000	4,000
	土・日・祝日	3,100	6,200

備考

- 「市内」とは、市内に在住、在勤若しくは在学する者、市内に在住、在勤若しくは在学する者が半数を超える団体又は市内に事業所、店舗その他の施設を置く法人が利用する場合に適用し、「市外」とは、市内以外の場合に適用する。
- 営利の目的をもって利用する場合の1時間当たりの利用料の額は、この表に定める額の3倍に相当する額とする。
- 前項の場合において、入場料その他これに類する金銭を徴収するときは、入場料総収入額の1割に相当する額を利用料として徴収する。
- 利用時間が1時間に満たない場合の利用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。
- 冷暖房設備を利用するときは、この表に定める額の5割に相当する金額を加算する。
- 舞台練習等のため舞台のみを利用する場合の1時間当たりの利用料の額は、この表に定める額（備考2を適用する場合にあっては、適用後の額）の2割に相当する額とする。

別表第2を次のように改める。

別表第 2（第 1 4 条関係）

設備名	区分	1 回当たり金額（円）
照明設備	一式	1, 0 0 0
音響設備	一式	2, 0 0 0
映写機	一台	2, 0 0 0
スライド映写機	一台	1, 0 0 0
ピアノ	一台	2, 0 0 0

備考

- 1 別表第 1 の備考 2 は、この表において準用する。
- 2 ピアノの調律を希望される場合又は特別な消耗品を必要とされる場合は、実費相当額を徴収する。

（甲賀市共同福祉施設条例の一部改正）

第 1 0 条 甲賀市共同福祉施設条例（平成 1 6 年甲賀市条例第 1 3 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条中「特別の事由があると認めるときは」の次に「、別に定めるところにより」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第 1 2 条関係）

施設名	1 時間当たり金額（円）	
	市内	市外
教養文化室	1, 2 0 0	2, 4 0 0
研修室	4 0 0	8 0 0
視聴覚室	4 0 0	8 0 0

備考

- 1 「市内」とは、市内に在住、在勤若しくは在学する者、市内に在住、在勤若しくは在学する者が半数を超える団体又は市内に事業所、店舗その他の施設を置く法人が利用する場合に適用し、「市外」とは、市内以外の場合に適用する。
- 2 営利の目的をもって利用する場合の 1 時間当たりの使用料の額は、この

表に定める額の3倍に相当する額とする。

3 前項の場合において、入場料その他これに類する金銭を徴収するときは、入場料総収入額の1割に相当する額を使用料として徴収する。

4 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。

(甲賀市勤労青少年ホーム条例の一部改正)

第11条 甲賀市勤労青少年ホーム条例(平成16年甲賀市条例第131号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「特別の事情があると認めるときは」の次に「、別に定めるところにより」を加える。

別表を次のように改める。

別表(第8条関係)

1 貸室

施設名	1時間あたり金額(円)	
	市内	市外
会議室	400	800
料理教室	500	1,000
軽運動室	400	800
音楽室	500	1,000
集会室	400	800
講習室	500	1,000
談話室	400	800
図書室	400	800

備考

1 「市内」とは、市内に在住、在勤若しくは在学する者、市内に在住、在勤若しくは在学する者が半数を超える団体又は市内に事業所、店舗その他の施設を置く法人が利用する場合に適用し、「市外」とは、市内以外の場合に適用する。

- 2 営利の目的をもって利用する場合の1時間当たりの使用料の額は、この表に定める額の3倍に相当する額とする。
- 3 前項の場合において、入場料その他これに類する金銭を徴収するときは、入場料総収入額の1割に相当する額を使用料として徴収する。
- 4 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。

2 体育館

施設名	区分	1時間当たり金額（円）	
		市内	市外
多目的ホール	1面	1,200	2,400
	1/2面	600	1,200
冷暖房設備	—	600	

備考 1の表備考の規定は、この表において準用する。この場合において、同表の備考2中「使用料の額」とあるのは、「使用料の額（冷暖房設備は除く。）」と読み替えるものとする。

3 テニスコート

施設名	区分	1時間当たり金額（円）	
		市内	市外
人工芝コート	平日	600	1,200
	土・日・祝日	800	1,600
照明設備	—	400	

備考 1の表備考の規定は、この表において準用する。この場合において、同表の備考2中「使用料の額」とあるのは、「使用料の額（照明設備は除く。）」と読み替えるものとする。

（甲賀市かふか生涯学習館条例の一部改正）

第12条 甲賀市かふか生涯学習館条例（平成16年甲賀市条例第158号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「特別の事情があると認めるときは」の次に「、別に定めるところにより」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第9条関係）

施設名	区分	1時間あたり金額（円）	
		市内	市外
学習室（1室につき）	1室	300	600
活動室（小）	1室	200	400
活動室（大）（1室につき）	1室	300	600
	1／2室	200	400
研修室	1室	700	1,400
	2／3室	500	1,000
	1／3室	300	600

備考

- 1 「市内」とは、市内に在住、在勤若しくは在学する者、市内に在住、在勤若しくは在学する者が半数を超える団体又は市内に事業所、店舗その他の施設を置く法人が利用する場合に適用し、「市外」とは、市内以外の場合に適用する。
- 2 営利の目的をもって利用する場合の1時間当たりの使用料の額は、この表に定める額の3倍に相当する額とする。
- 3 前項の場合において、入場料その他これに類する金銭を徴収するときは、入場料総収入額の1割に相当する額を使用料として徴収する。
- 4 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。

（甲賀市公民館条例の一部改正）

第13条 甲賀市公民館条例（平成16年甲賀市条例第159号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「特別の事情があると認めるときは」の次に「、別に定めるところにより」を加える。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第7条関係）

施設名		1時間当たり金額（円）	
		市内	市外
水口中央公民館	和室（1室につき）	300	600
	視聴覚室	300	600
	調理室	400	800
	講義室	300	600
	研修室	500	1,000
	鹿深ホール	700	1,400
伴谷公民館	和室	300	600
	学習室	300	600
	調理室	400	800
	会議室	300	600
	大会議室	500	1,000
柏木公民館	和室	300	600
	学習室	300	600
	調理室	400	800
	会議室	300	600
	団体室	300	600
	集会室	500	1,000
貴生川公民館	和室	300	600
	学習室	300	600
	調理室	400	800
	会議室	300	600
	集会室	500	1,000
岩上公民館	和室	300	600
	会議室	300	600
	調理室	400	800

	学習室	300	600
	談話室	200	400
	ホール	500	1,000
土山中央公民館	会議室	200	400
	和室	300	600
	実習室	300	600
	大集会室	500	1,000
大野公民館	小会議室	200	400
	和室	300	600
	調理室	400	800
	大会議室	300	600
山内公民館	会議室	200	400
	和室	300	600
	調理室	400	800
	大会議室	300	600
鮎河公民館	会議室	300	600
	調理室	300	600
	大会議室	450	900
多羅尾公民館	和室（1室につき）	200	400
	調理室	300	600
	研修室	200	400
	相談室	200	400
	大会議室	500	1,000

備考

- 「市内」とは、市内に在住、在勤若しくは在学する者、市内に在住、在勤若しくは在学する者が半数を超える団体又は市内に事業所、店舗その他の施設を置く法人が利用する場合に適用し、「市外」とは、市内以外の場合に適用する。
- 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とし、

利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。

3 甲賀公民館の会議室等の使用料は、甲賀市かふか生涯学習館条例（平成16年甲賀市条例第158号）別表で定める使用料を準用する。

4 甲南公民館の会議室等の使用料は、甲賀市農村環境改善センター条例（平成16年甲賀市条例第109号）別表で定める甲南農村環境改善センターの使用料を準用する。

5 信楽中央公民館の会議室等の使用料は、甲賀市開発センター条例（平成16年甲賀市条例第117号）別表で定める信楽開発センターの使用料を準用する。

（甲賀市お茶のみホール条例の一部改正）

第14条 甲賀市お茶のみホール条例（平成16年甲賀市条例第164号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「特別の事情があると認めるときは」の次に「、別に定めるところにより」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

施設名	1時間当たり金額（円）	
	市内	市外
お茶のみホール	500	1,000

備考

1 「市内」とは、市内に在住、在勤若しくは在学する者、市内に在住、在勤若しくは在学する者が半数を超える団体又は市内に事業所、店舗その他の施設を置く法人が利用する場合に適用し、「市外」とは、市内以外の場合に適用する。

2 営利の目的をもって利用する場合の1時間当たりの使用料の額は、この表に定める額の3倍に相当する額とする。

3 前項の場合において、入場料その他これに類する金銭を徴収するときは、入場料総収入額の1割に相当する額を使用料として徴収する。

4 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とし、

利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。

(甲賀市歴史民俗資料館条例の一部改正)

第15条 甲賀市歴史民俗資料館条例（平成16年甲賀市条例第166号）の一部を次のように改正する。

第7条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第10条第2項中「第7条及び」を「第7条の規定の適用については「市長」とあるのは「指定管理者」と、「前条に規定する入館料」とあるのは「利用料金」とし、」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第6条、第11条関係）

施設名	1人当たり金額（円）
水口歴史民俗資料館	200
水口城資料館	200
甲賀歴史民俗資料館	200

備考

- 1 この表の規定にかかわらず、市内に在住、在勤又は在学する者、18歳未満の者及び高校生は無料とする。
- 2 市が特別な催物を行う場合は、実費を基準として入館料を市長が別に定める。

(甲賀市旧水口図書館条例の一部改正)

第16条 甲賀市旧水口図書館条例（平成16年甲賀市条例第167号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第10条関係）

施設名	1時間当たり金額（円）	
	市内	市外
1階	300	600
2階	500	1,000

備考

- 1 「市内」とは、市内に在住、在勤若しくは在学する者、市内に在住、在勤若しくは在学する者が半数を超える団体又は市内に事業所、店舗その他の施設を置く法人が利用する場合に適用し、「市外」とは、市内以外の場合に適用する。
- 2 営利の目的をもって利用する場合の1時間当たりの利用料の額は、この表に定める額の3倍に相当する額とする。
- 3 前項の場合において、入場料その他これに類する金銭を徴収するときは、入場料総収入額の1割に相当する額を利用料として徴収する。
- 4 利用時間が1時間に満たない場合の利用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。

(甲賀市東海道伝馬館条例の一部改正)

第17条 甲賀市東海道伝馬館条例（平成16年甲賀市条例第168号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第12条関係）

施設名	1時間当たり金額（円）	
	市内	市外
体験工房	200	400

備考

- 1 「市内」とは、市内に在住、在勤若しくは在学する者、市内に在住、在勤若しくは在学する者が半数を超える団体又は市内に事業所、店舗その他の施設を置く法人が利用する場合に適用し、「市外」とは、市内以外の場合に適用する。
- 2 営利の目的をもって利用する場合の1時間当たりの利用料の額は、この表に定める額の3倍に相当する額とする。
- 3 前項の場合において、入場料その他これに類する金銭を徴収するときは、入場料総収入額の1割に相当する額を利用料として徴収する。
- 4 利用時間が1時間に満たない場合の利用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目

的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。

- 5 その他この施設の利用に際し特別に要した経費は、実費の範囲内において利用者に負担させることができる。

(甲賀市甲南青少年研修センター条例の一部改正)

第18条 甲賀市甲南青少年研修センター条例(平成16年甲賀市条例第169号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第8条関係)

1 宿泊を伴う場合

施設名	区分	1泊1人当たり金額(円)	
		市内	市外
研修室(和室)	中学生以下	500	1,000
	その他	1,000	2,000

備考

- 「市内」とは、市内に在住、在勤若しくは在学する者、市内に在住、在勤若しくは在学する者が半数を超える団体又は市内に事業所、店舗その他の施設を置く法人が利用する場合に適用し、「市外」とは、市内以外の場合に適用する。
- 営利の目的をもって利用する場合の1時間当たりの使用料の額は、この表に定める額の3倍に相当する額とする。
- 前項の場合において、入場料その他これに類する金銭を徴収するときは、入場料総収入額の1割に相当する額を使用料として徴収する。
- その他この施設の利用に際し特別に要した経費は、実費の範囲内において利用者に負担させることができる。
- 「1泊」とは、午後1時から翌日午前10時までとする。
- 寝具1回当たりの使用料は、200円とする。

2 宿泊を伴わない場合

施設名	1時間当たり金額(円)	
	市内	市外

研修室（和室）	さくら	300	600
	さつき	300	600
	もみじ	200	400
	さざんか	200	400
会議室		500	1,000
ホール		500	1,000
調理室		300	600

備考

- 1の表備考1から4までの規定は、この表において準用する。
- 2 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。

（甲賀市スポーツ施設条例の一部改正）

第19条 甲賀市スポーツ施設条例（平成16年甲賀市条例第170号）の一部を次のように改正する。

第10条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第15条第2項中「第10条及び第12条」を「第12条及び第13条第2項」に、「第13条第2項の規定の適用については、「教育委員会」とあるのは「指定管理者」とする」を「第10条の規定の適用については、「市長」とあるのは「指定管理者」と、「前条の使用料」とあるのは「利用料金」とする」に改める。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第9条、第16条関係）

1 体育館

施設名		区分	1時間あたり金額（円）	
			市内	市外
アリ	水口体育館	1面	500	1,000
一ナ	岩上体育館	1／2面	300	600
	土山体育館			

	甲南体育館 甲南B & G海洋センター体育館 信楽体育館			
	水口体育館武道場 甲南B & G海洋センタートレーニング室	1面	300	600
照明 設備	水口体育館	1面	1,500	
	土山体育館	1 / 2面	800	
	信楽体育館	1面	1,000	
		1 / 2面	500	
	岩上体育館	1面	600	
	甲南体育館 甲南B & G海洋センター体育館	1 / 2面	300	
	水口体育館武道場 甲南B & G海洋センタートレーニング室	1面	400	
	冷暖 房設 備	水口体育館	1面	1,000
	水口体育館武道場	1面	400	

備考

- 「市内」とは、市内に在住、在勤若しくは在学する者、市内に在住、在勤若しくは在学する者が半数を超える団体又は市内に事業所、店舗その他の施設を置く法人が利用する場合に適用し、「市外」とは、市内以外の場合に適用する。
- 営利の目的をもって利用する場合の1時間当たりの使用料の額（照明設備及び冷暖房設備は除く。）は、この表に定める額の3倍に相当する額とする。
- 前項の場合において、入場料その他これに類する金銭を徴収するときは、入場料総収入額の1割に相当する額を使用料として徴収する。
- 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額と

し、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。

5 附帯施設及び備品の使用については、別に定める。

2 室内運動場

施設名		区分	1時間あたり金額（円）	
			市内	市外
室内運動場	土山室内運動場	1面	500	1,000
		1 / 2面	300	600
照明設備	土山室内運動場	1面	1,000	
		1 / 2面	500	

備考 1の表備考の規定は、この表において準用する。この場合において、同表の備考2中「使用料の額（照明設備及び冷暖房設備は除く。）」とあるのは、「使用料の額（照明設備は除く。）」と読み替えるものとする。

3 グラウンド

施設名		区分	1時間あたり金額（円）	
			市内	市外
グラ ウン ド	土山運動場	1面	500	1,000
	甲南グラウンド	1 / 2面	300	600
	甲南中央運動公園サッカーグラウンド	1面	700	1,400
		1 / 2面	400	800
照明 設備	土山運動場	1面	1,000	
	甲南グラウンド	1面	2,000	
		1 / 2面	1,000	
	甲南中央運動公園サッカーグラウンド	1面	3,000	
		2 / 3面	2,000	
		1 / 2面	1,500	

備考 1の表備考の規定は、この表において準用する。この場合において、同表の備考2中「使用料の額（照明設備及び冷暖房設備は除く。）」とあ

るのは、「使用料の額（照明設備は除く。）」と読み替えるものとする。

4 テニスコート

施設名		1時間1面当たり金額（円）	
		市内	市外
ハードコート	土山テニスコート	600	1,200
	照明設備	600	
人工芝コート	甲南中央運動公園	600	1,200
	信楽テニスコート		
	照明設備	400	
クレーコート	土山テニスコート	300	600
	照明設備	600	
練習用コート	甲南中央運動公園	300	600
	照明設備	400	

備考 1の表備考の規定は、この表において準用する。この場合において、同表の備考2中「使用料の額（照明設備及び冷暖房設備は除く。）」とあるのは、「使用料の額（照明設備は除く。）」と読み替えるものとする。

5 会議室

施設名		1時間当たり金額（円）	
		市内	市外
水口体育館	多目的室1	300	600
	多目的室2	400	800
	会議室	400	800
土山体育館	会議室	400	800
甲南体育館	会議室	400	800
甲南B&G海洋センター	会議室	400	800

備考 1の表備考の規定は、この表において準用する。この場合において、同表の備考2中「使用料の額（照明設備及び冷暖房設備は除く。）」とあるのは、「使用料の額」と読み替えるものとする。

6 グラウンド・ゴルフ場

施設名	区分	金額（円）	
		市内	市外
甲南グラウンド・ゴルフ場	1人1ラウンド	200	400
	貸切り1時間当たり	10,000	20,000

備考

1 1の表備考の規定は、この表において準用する。この場合において、同表の備考2中「使用料の額（照明設備及び冷暖房設備は除く。）」とあるのは、「使用料の額」と読み替えるものとする。

2 貸切りの規定については、別に定める。

7 トレーニング室

施設名	1人1時間当たり金額（円）	
	市内	市外
水口体育館トレーニング室	300	600
甲南中央運動公園トレーニングハウス	200	400

備考 1の表備考4及び5は、この表において準用する。

8 プール

施設名	区分	1回当たり（円）	回数券（円）	定期券（円）		
				1月	3月	6月
甲賀B &G海 洋セン ター	幼児	100	—	—	—	—
	小中学生等	300	3,000	4,500	12,000	22,500
	一般	600	6,000	9,000	24,000	45,000

備考

1 「幼児」とは未就学児を、「小中学生等」とは小中学校の児童、生徒又はこれに準ずる者を、「一般」とはそれ以外の者をいう。

2 「1回」とは、午前（午前9時から正午まで）、午後（午後1時30分から午後4時まで）又は夜間（午後6時から午後9時30分まで）のそれぞれをいう。

(甲賀市立学校施設開放条例の一部改正)

第20条 甲賀市立学校施設開放条例(平成16年甲賀市条例第171号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「特別の事情があると認めるときは」の次に「、別に定めるところにより」を加える。

別表を次のように改める。

別表(第2条、第10条関係)

施設名	区分		金額(円)
体育館	1時間 当たり	1面	200(信楽小学校、雲井小学校、小原小学校、朝宮小学校、多羅尾小学校及び信楽中学校にあつては、100)
		1/2面	100(信楽小学校、雲井小学校、小原小学校、朝宮小学校、多羅尾小学校及び信楽中学校にあつては、50)
格技場(水口中学校)		1面	200
		1/2面	100
会議室その他教室		1室	100
グラウンド		1面	100
		1/2面	50
室内温水プール(信楽中学校)	1回 当たり	幼児	100
		小中学生等	300
		一般	500
	回数券	幼児	1,000
		小中学生等	3,000
		一般	5,000
トレーニングルーム(信楽中学校)	1回 当たり	一般	300

		回数券		3,000
照明設備	体育館	1時間 あたり	1面	400
	格技場		1 / 2面	200
	グラウンド		1面	600
			1 / 2面	300

備考

- 1 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。
- 2 附帯施設及び備品の使用については、別に定める。
- 3 「幼児」とは未就学児を、「小中学生等」とは小中学校の児童、生徒又はこれに準ずる者を、「一般」とはそれ以外の者をいう。
- 4 「1回」とは、午後（午後2時30分から午後5時30分まで）又は夜間（午後6時から午後9時まで）のそれぞれをいう。
- 5 回数券は、1組で11枚とする。

（甲賀市甲南ふれあいの館条例の一部改正）

第21条 甲賀市甲南ふれあいの館条例（平成16年甲賀市条例第173号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「特別の事情があると認めるときは」の次に「、別に定めるところにより」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

施設名	1時間あたり金額（円）	
	市内	市外
研修室（和室）	400	800
実習室	400	800

備考

- 1 「市内」とは、市内に在住、在勤若しくは在学する者、市内に在住、在勤若しくは在学する者が半数を超える団体又は市内に事業所、店舗その他

の施設を置く法人が利用する場合に適用し、「市外」とは、市内以外の場合に適用する。

- 2 営利の目的をもって利用する場合の1時間当たりの使用料の額は、この表に定める額の3倍に相当する額とする。
- 3 前項の場合において、入場料その他これに類する金銭を徴収するときは、入場料総収入額の1割に相当する額を使用料として徴収する。
- 4 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。
- 5 陶芸用焼成窯（電気）の利用は、1基1回につき10,000円とする。
- 6 その他この施設の利用に際し特別に要した経費は、実費の範囲内において利用者に負担させることができる。

（甲賀市民交流駅条例の一部改正）

第22条 甲賀市民交流駅条例（平成17年甲賀市条例第51号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第9条、第14条関係）

1 甲賀市民交流駅こうか

施設名	1時間当たり金額（円）	
	市内	市外
コミュニティールーム	250	500

備考

- 1 「市内」とは、市内に在住、在勤若しくは在学する者、市内に在住、在勤若しくは在学する者が半数を超える団体又は市内に事業所、店舗その他の施設を置く法人が利用する場合に適用し、「市外」とは、市内以外の場合に適用する。
- 2 営利の目的をもって利用する場合の1時間当たりの使用料の額は、この表に定める額の3倍に相当する額とする。
- 3 前項の場合において、入場料その他これに類する金銭を徴収するときは、入場料総収入額の1割に相当する額を使用料として徴収する。

4 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。

2 甲賀市民交流駅こうか・あぶらひ・てらしょう

設備名	区分	金額（円）
掲示設備	1区画当たり1日につき	100

備考 広告の掲示は、あらかじめ指定された場所とし、B1判（縦1,030mm、横728mm）が掲示できる規格とする。

（甲賀市かもしか荘条例の一部改正）

第23条 甲賀市かもしか荘条例（平成17年甲賀市条例第60号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第10条関係）

施設名	区分		金額（円）
宿泊室	大人	宿泊料金（1人1泊当たり）	8,500
		追加料金（1人1時間当たり）	850
	小人	宿泊料金（1人1泊当たり）	6,800
		追加料金（1人1時間当たり）	680
	幼児	宿泊料金（1人1泊当たり）	3,400
		追加料金（1人1時間当たり）	無料
研修室	和室（大）	1時間当たり	4,000
	和室（小）	1時間当たり	3,000

備考

- 「大人」とは中学生（これに準ずる者を含む。）以上の者を、「小人」とは小学生（これに準ずる者を含む。）を、「幼児」とは3歳以上の未就学の者をいう。
- 研修室に宿泊する場合は、宿泊室の利用料金を適用する。
- 宿泊室及び研修室は1室2人以上での宿泊を基本とするため、1人で宿

泊する場合は、当該利用料金の5割以内の額を加算することができる。

- 4 繁忙日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の前日、7月21日から8月31日まで及び12月29日から1月3日までの期間中の日並びに指定管理者が特に市長の承認を得て定めた日をいう。）に宿泊室及び研修室に宿泊する場合は、当該利用料金の10割以内の額を加算することができる。
- 5 宿泊料金には食事料金を含まず、朝食、夕食、宴会料理等の食事料金は指定管理者が市長の承認を得て定める。
- 6 宿泊料金には、甲賀市あいの土山都市との交流センター条例（平成17年甲賀市条例第61号）に定める入浴施設利用料金を含むものとする。
- 7 第5条に規定する利用時間を超えて宿泊室及び研修室に宿泊する場合は、追加料金を加算する。ただし、2日以上継続して宿泊する場合は、その到着日及び出発日を除く滞在期間中は徴収しない。
- 8 宿泊室及び研修室の休憩利用の利用料金については、指定管理者が市長の承認を得て定めることができる。
- 9 利用時間が1時間に満たない場合の利用料金は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。
- 10 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）第5の規定により療育手帳の交付を受けている者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の宿泊室の利用料金は、当該利用料金から2割に相当する額を減額する。
- 11 利用者の責めに帰すべき理由による宿泊の取消しについてキャンセル料を徴収することができる。
- 12 前項の場合におけるキャンセル料は、宿泊料金及び食事料金の額に次の表に規定するキャンセル料比率を乗じた額とする。

宿泊の取消日	当日	前日	7日前	20日前
キャンセル料比率	10割	5割	3割	2割

(甲賀市あいの土山都市との交流センター条例の一部改正)

第24条 甲賀市あいの土山都市との交流センター条例（平成17年甲賀市条例第61号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第10条関係）

施設名	区分	金額（円）
入浴施設	大人（65歳未満）1人1回当たり	1,000
	大人（65歳以上）1人1回当たり	800
	小人及び幼児1人1回当たり	500
研修室	1室1時間当たり	500

備考

- 「大人」とは中学生（これに準ずる者を含む。）以上の者を、「小人」とは小学生（これに準ずる者を含む。）を、「幼児」とは3歳以上の未就学の者をいう。
- 入浴施設利用料金には甲賀市税条例（平成16年甲賀市条例第45号）第3章第1節の規定による入湯税を含むものとする。
- 利用時間が1時間に満たない場合の利用料金は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。
- 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発見第156号）第5の規定により療育手帳の交付を受けている者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の入浴施設の利用料金は、当該利用料金から2割に相当する額を減額する。

(甲賀市勤労福祉会館条例の一部改正)

第25条 甲賀市勤労福祉会館条例（平成17年甲賀市条例第62号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第10条関係）

施設名	区分		金額（円）
和室（1室につき）	宿泊利用 （1人当 たり）	1人利用	6,500
		2人利用	5,200
		3人利用	4,900
		4人利用	4,600
	時間利用	午前9時から午後1時 まで	4,200
		午後1時から午後5時 まで	4,200
		午前9時から午後5時 まで	8,400
洋室（1室につき）	宿泊利用 （1人当 たり）	1人利用	7,800
		2人利用	5,900
		3人利用	5,200

備考

- 1 宿泊利用の場合において、小学生未満で独立して寝具を使用しないときは無料とする。
- 2 時間利用の場合における利用料には、飲食に係る費用は含まない。
- 3 時間利用が可能な和室は、1階和室に限る。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第10条関係）

宿泊の取消日	当日	前日	7日から2日前まで
キャンセル料比率	10割	5割	2割

（甲賀市防災コミュニティセンター条例の一部改正）

第26条 甲賀市防災コミュニティセンター条例（平成18年甲賀市条例第16号）

の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

施設名	1時間あたり金額（円）	
	市内	市外
研修室（1室につき）	300	600
会議室（1室につき）	150	300

備考

- 1 「市内」とは、市内に在住、在勤若しくは在学する者、市内に在住、在勤若しくは在学する者が半数を超える団体又は市内に事業所、店舗その他の施設を置く法人が利用する場合に適用し、「市外」とは、市内以外の場合に適用する。
- 2 営利の目的をもって利用する場合の1時間当たりの使用料の額は、この表に定める額の3倍に相当する額とする。
- 3 前項の場合において、入場料その他これに類する金銭を徴収するときは、入場料総収入額の1割に相当する額を使用料として徴収する。
- 4 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。

（甲賀市和太鼓音楽活動交流館条例の一部改正）

第27条 甲賀市和太鼓音楽活動交流館条例（平成18年甲賀市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第9条中「教育委員会」を「市長」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

施設名	1時間あたり金額（円）	
	市内	市外
練習室	300	600

備考

- 1 「市内」とは、市内に在住、在勤若しくは在学する者、市内に在住、在勤若しくは在学する者が半数を超える団体又は市内に事業所、店舗その他の施設を置く法人が利用する場合に適用し、「市外」とは、市内以外の場合に適用する。
- 2 営利の目的をもって利用する場合の1時間当たりの使用料の額は、この表に定める額の3倍に相当する額とする。
- 3 前項の場合において、入場料その他これに類する金銭を徴収するときは、入場料総収入額の1割に相当する額を使用料として徴収する。
- 4 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。

(甲賀市子ども等自然環境知識習得施設条例の一部改正)

第28条 甲賀市子ども等自然環境知識習得施設条例（平成18年甲賀市条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第11条関係）

1 研修棟

施設名	1時間当たり金額（円）	
	市内	市外
研修室	300	600
調理室	300	600

備考

- 1 「市内」とは、市内に在住、在勤若しくは在学する者、市内に在住、在勤若しくは在学する者が半数を超える団体又は市内に事業所、店舗その他の施設を置く法人が利用する場合に適用し、「市外」とは、市内以外の場合に適用する。
- 2 営利の目的をもって利用する場合の1時間当たりの利用料の額は、この表に定める額の3倍に相当する額とする。
- 3 前項の場合において、入場料その他これに類する金銭を徴収するとき

は、入場料総収入額の1割に相当する額を利用料として徴収する。

4 利用時間が1時間に満たない場合の利用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。

5 その他この施設の利用に際し特別に要した経費は、実費の範囲内において利用者に負担させることができる。

2 ふれあい体験棟

施設名	区分	金額(円)
ふれあい体験棟	1人1回	500

備考 1の表備考5は、この表において準用する。

(甲賀市地域総合センター条例の一部改正)

第29条 甲賀市地域総合センター条例(平成20年甲賀市条例第27号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第8条関係)

施設名		1時間あたり金額(円)	
		市内	市外
甲賀市宇川会館	多目的ホール	800	1,600
	和室	300	600
	会議室	300	600
	学習室	300	600
	調理室	300	600
甲賀市牛飼教育集会所	和室(1室につき)	100	200
	調理室	200	400
甲賀市清和会館	大会議室	400	800
	和室(1室につき)	200	400
	談話室	100	200
	ふれあいルーム	200	400

		時間	午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 10 時まで	午前 9 時から午後 5 時まで	午後 1 時から午後 10 時まで	午前 9 時から午後 10 時まで	
あ い こ う か 市 民 ホ ー ル	ホール（舞台）	平日	16,000	26,000	34,000	42,000	60,000	76,000	
		休日等	24,000	39,000	51,000	63,000	90,000	114,000	
	和室	平日	1,700	2,100	2,100	3,800	4,200	5,900	
		休日等	2,100	2,400	2,400	4,500	4,800	6,900	
	練習室 1	平日	1,200	1,400	1,400	2,600	2,800	4,000	
		休日等	1,400	1,600	1,600	3,000	3,200	4,600	
	練習室 2	平日	1,700	2,100	2,100	3,800	4,200	5,900	
		休日等	2,100	2,400	2,400	4,500	4,800	6,900	
	練習室 3	平日	2,800	3,700	3,700	6,500	7,400	10,200	
		休日等	3,000	3,900	3,900	6,900	7,800	10,800	
	展 示 室	全室	平日	4,700	5,800	—	10,500	—	—
			休日等	5,800	6,800	—	12,600	—	—
1 / 2		平日	2,800	3,500	—	6,300	—	—	

	使用		0	0		0			
		休日等	3, 500	4, 100	—	7, 600	—	—	
碧 水 ホ ー ル	ホール（舞 台）	平日	7, 200	10, 800	14, 100	18, 000	24, 900	32, 100	
		休日等	10, 800	16, 200	21, 200	27, 000	37, 400	48, 200	
	練習室	平日	1, 200	1, 400	1, 400	2, 600	2, 800	4, 000	
		休日等	1, 400	1, 600	1, 600	3, 000	3, 200	4, 600	
	会議室	平日	2, 100	2, 900	2, 900	5, 000	5, 800	7, 900	
		休日等	2, 600	3, 400	3, 400	6, 000	6, 800	9, 400	
	展示コ ー ナ ー	平日	—	—	—	—	—	1, 600	
		休日等	—	—	—	—	—	1, 600	
	あ い の 土 山 文 化 ホ ー ル	ホール（舞 台）	平日	7, 200	10, 800	14, 100	18, 000	24, 900	32, 100
			休日等	10, 800	16, 200	21, 200	27, 000	37, 400	48, 200
練習室		平日	1, 200	1, 400	1, 400	2, 600	2, 800	4, 000	
		休日等	1, 400	1, 600	1, 600	3, 000	3, 200	4, 600	

甲南台	ホール（舞台）	平日	6,900	9,700	11,000	16,600	20,800	27,700
		休日等	10,400	14,600	16,500	25,000	31,100	41,500
交流センター	レッスン室	平日	1,200	1,400	1,400	2,600	2,800	4,000
		休日等	1,400	1,600	1,600	3,000	3,200	4,600
タワー	スタジオ	平日	1,600	1,700	1,700	3,300	3,400	5,000
		休日等	1,800	2,000	2,000	3,800	4,000	5,800
	会議室	平日	1,000	1,200	1,200	2,200	2,400	3,400
		休日等	1,100	1,300	1,300	2,400	2,600	3,700
	研修室	平日	1,000	1,200	1,200	2,200	2,400	3,400
		休日等	1,100	1,300	1,300	2,400	2,600	3,700

備考

- 1 この表において「休日等」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日、日曜日及び土曜日をいう。
- 2 次の各号に掲げる場合の使用料は、当該各号に定める額とする。
 - (1) 利用に際し、1,000円（甲賀市あいこうか市民ホールにあつては、2,000円）を超える額を入場料その他これに類する金銭（以下「入場料等」という。）として徴収する場合又は宣伝その他これに類する目的をもって催物を行う場合 この表に定める使用料に当該使用料の5割に相当する額を加えた額
 - (2) 利用に際し、1,000円（甲賀市あいこうか市民ホールにあ

っては2,000円)以下の入場料等を徴収する場合 この表に定める使用料に当該使用料の3割に相当する額を加えた額

(3) ホールのうち舞台のみを利用する場合又はホール若しくは展示室を連続して6日以上使用するときの6日目以降の場合 この表に定める使用料の5割に相当する額

3 利用の許可を受けた時間区分を延長して利用する場合(以下「延長利用」という。)の使用料は、延長時間1時間(1時間未満の端数は、30分以上をもって1時間とみなす。以下同じ。)につき当該利用許可を受けた時間区分(午前午後の区分の場合は午後の区分とする。)の使用料の3割に相当する額とする。ただし、規定時間外(午前9時以前及び午後10時以降の時間をいう。)の延長利用の使用料は、延長時間1時間につき夜間区分の使用料の3割に相当する額とする。

4 延長利用できる時間は、あいこうか市民ホール展示室は午後10時までとし、その他は1時間以内とする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

5 ホールの冷暖房設備を利用する場合は、甲賀市あいこうか市民ホールについては1時間当たり3,000円を、甲賀市碧水ホール、甲賀市あいの土山文化ホール及び甲賀市甲南情報交流センター(以下3館を総称して「その他の館」という。)についてはこの表に定める使用料の5割に相当する額を徴収する。

6 甲賀市甲南情報交流センター(ホールを除く。)については、各区分における使用料の3割に相当する額を1時間当たり金額として、時間単位での利用に供することができる。

7 使用料の額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。

2 附帯設備(甲賀市あいこうか市民ホール)

設備名		区分	金額(円)
照明装置	フットライト	1式	400
	ボーダーライト	1列	500

	サスペンションライト	1列	1,300
	シーリングスポットライト	1式	2,100
	アッパーホリゾンライト	1式	1,300
	ローアホリゾンライト	1式	1,300
	フロントサイドスポットライト	1式	1,700
	センタースポットライト	1台	1,000
	エフェクトマシーン	1セット	1,000
	追加スポットライト	1台	100
	スモークマシーン	1台	2,300
	持込機材	1kw	100
音響装置	ホール拡声装置（基本6ch）	1式	3,100
	ホール拡声装置（追加1ch）	1ch	500
	ワイヤレスマイク装置	1ch	200
	3点吊マイク装置	1式	300
	録音・再生機器	1台	300
	モニタースピーカー	1台	200
	効果機材	1台	500
	エレベーターマイク装置	1式	200
	ポータブルワイヤレスアンプ	1台	600
	持込機材	1kw	100
映写機器 等	ビデオプロジェクター	1台	1,000
	スクリーン	1台	500
	持込機材	1kw	100
楽器等	ピアノ・フルコン（ホール）	1台	2,100
	ピアノ・アップライト（練習室）	1台	1,000
	指揮者台	1台	100
	指揮者譜面台	1台	100
大道具	演台・花台	1式	200
	金屏風	1双	1,000

	松羽目	1 式	5 0 0
	竹羽目	1 式	1, 6 0 0
	所作台	1 式	1 0, 5 0 0
	平台	1 台	1 0 0
	緋毛せん	1 枚	2 0 0
	地がすり	1 枚	3, 1 0 0
	吊看板・立看板	1 枚	1 0 0
	反響板（天板ライトを含む。）	1 式	5, 2 0 0
その他	紗幕	1 枚	1, 6 0 0
	茶道具	1 式	3 0 0
	持込器具	1 k w	1 0 0

備考

- この表の使用料は、午前、午後及び夜間の区分毎の料金である。
- 1 の表備考 2（（3）を除く。）、3 及び 4 の規定は、この表において準用する。
- その他この施設の利用に際し特別に要した経費は、実費の範囲内において利用者に負担させることができる。

3 附帯設備（その他の館）

設備名	区分	金額（円）
照明設備	1 式	2, 1 0 0
音響設備	1 式	2, 1 0 0
映写設備	1 台	1, 0 0 0
舞台設備	1 式	1, 0 0 0
その他備品	1 式	1, 0 0 0
電動椅子（碧水ホール・甲南情報交流センター）	1 式	2, 1 0 0
反響板（あいの土山文化ホール・甲南情報交流センター）	1 式	2, 1 0 0
ピアノ・フルコン（あいの土山文化ホール）	1 台	5, 4 0 0
ピアノ・フルコン（碧水ホール・甲南情報交流センター）	1 台	2, 1 0 0
ピアノ・アップライト（碧水ホール練習室）	1 台	1, 0 0 0

備考 1の表備考2（（3）を除く。）、3及び4の規定並びに2の表備考1及び3の規定は、この表において準用する。

（甲賀市くすり学習館条例の一部改正）

第31条 甲賀市くすり学習館条例（平成22年甲賀市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第15条中「特別の事情があると認めるときは」の次に「、別に定めるところにより」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第13条、第19条関係）

施設名	1時間当たり金額（円）	
	市内	市外
会議室1	300	600
会議室2	600	1,200
体験学習室（1室につき）	900	1,800

備考

- 1 「市内」とは、市内に在住、在勤若しくは在学する者、市内に在住、在勤若しくは在学する者が半数を超える団体又は市内に事業所、店舗その他の施設を置く法人が利用する場合に適用し、「市外」とは、市内以外の場合に適用する。
- 2 営利の目的をもって利用する場合の1時間当たりの使用料の額は、この表に定める額の3倍に相当する額とする。
- 3 前項の場合において、入場料その他これに類する金銭を徴収するときは、入場料総収入額の1割に相当する額を使用料として徴収する。
- 4 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。
- 5 その他この施設の利用に際し特別に要した経費は、実費の範囲内において利用者に負担させることができる。

（甲賀市まちづくり活動センター条例の一部改正）

第32条 甲賀市まちづくり活動センター条例（平成30年甲賀市条例第32号）

の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第8条、第18条関係）

1 貸室

施設名	1時間当たり金額（円）	
	市内	市外
会議室（1室につき）	300	600
和室（1室につき）	300	600
練習室	400	800
多目的室1	500	1,000
多目的室2	800	1,600
キッチンスペース	400	800

備考

- 1 「市内」とは、市内に在住、在勤若しくは在学する者、市内に在住、在勤若しくは在学する者が半数を超える団体又は市内に事業所、店舗その他の施設を置く法人が利用する場合に適用し、「市外」とは、市内以外の場合に適用する。
- 2 営利の目的をもって利用する場合の1時間当たりの使用料の額は、この表に定める額の3倍に相当する額とする。
- 3 前項の場合において、入場料その他これに類する金銭を徴収するときは、入場料総収入額の1割に相当する額を使用料として徴収する。
- 4 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。

2 附属設備

設備名	区分	金額（円）
ロッカー	1個	規則で定める額
メールボックス	1個	規則で定める額

スチール棚	1 段	規則で定める額
-------	-----	---------

備考 附属設備の使用料は、利用期間の初日の属する月から利用期間の末日の属する月までの月数により計算する。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の次に掲げる条例の規定は、この条例の施行の日以後に納付される使用料（利用料金を含む。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に納付された使用料については、なお従前の例による。

- (1) 甲賀市斎場条例
- (2) 甲賀市児童館条例
- (3) 甲賀市農村環境改善センター条例
- (4) 甲賀市農村集落センター条例
- (5) 甲賀市農業振興センター条例
- (6) 甲賀市開発センター条例
- (7) 甲賀市林業施設条例
- (8) 甲賀市信楽伝統産業会館条例
- (9) 甲賀市信楽産業展示館条例
- (10) 甲賀市共同福祉施設条例
- (11) 甲賀市勤労青少年ホーム条例
- (12) 甲賀市かふか生涯学習館条例
- (13) 甲賀市公民館条例
- (14) 甲賀市お茶のみホール条例
- (15) 甲賀市歴史民俗資料館条例
- (16) 甲賀市旧水口図書館条例
- (17) 甲賀市東海道伝馬館条例
- (18) 甲賀市甲南青少年研修センター条例
- (19) 甲賀市スポーツ施設条例
- (20) 甲賀市立学校施設開放条例

- (2 1) 甲賀市甲南ふれあいの館条例
- (2 2) 甲賀市民交流駅条例
- (2 3) 甲賀市かもしか荘条例
- (2 4) 甲賀市あいの土山都市との交流センター条例
- (2 5) 甲賀市勤労福祉会館条例
- (2 6) 甲賀市防災コミュニティセンター条例
- (2 7) 甲賀市和太鼓音楽活動交流館条例
- (2 8) 甲賀市子ども等自然環境知識習得施設条例
- (2 9) 甲賀市地域総合センター条例
- (3 0) 甲賀市民文化ホール条例
- (3 1) 甲賀市くすり学習館条例
- (3 2) 甲賀市まちづくり活動センター条例

議案第84号参考資料

<第1条関係>

甲賀市斎場条例新旧対照表

改正案					現行				
(使用料) 第6条 利用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。 別表(第6条関係)					(使用料) 第6条 利用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。 別表(第6条関係)				
甲賀斎苑使用料					甲賀斎苑使用料				
施設名	区分		金額(円)		区分	単位	使用料		
			市内	市外			市内在住者	市外在住者	
火葬炉	大人(12歳以上)	1体	20,000	60,000	火葬炉	1体	20,000円	60,000円	
	小人(12歳未満)	1体	10,000	30,000			10,000円	30,000円	
	妊娠4月以上の胎児	1体	5,000	15,000			5,000円	15,000円	
	改葬遺骨	1体	5,000	15,000			5,000円	15,000円	
汚物炉	身体の一部	1人分	5,000	15,000	汚物炉	1人分	5,000円	15,000円	
	胞衣物(20kg未満)	1個	5,000	15,000			5,000円	15,000円	
動物炉	小動物(50kg未満)	1体	3,000	—	動物炉	1体	3,000円	—円	
霊安室	24時間以内	1日	5,000	—	霊安室	1日	5,000円	—円	
葬祭場	告別式等(午前9時から午後4時まで)	1回	30,000	—	葬祭場	1回	30,000円	—円	
	通夜等(午後4時から翌日午前9時まで)	1回	30,000	—			30,000円	—円	
待合室	2時間当たり		800	2,400					

	練習室	300	600
甲賀市たけのこ児童館	学習室	200	400
	遊戯室	800	1,600

備考

- 1 「市内」とは、市内に在住、在勤若しくは在学する者、市内に在住、在勤若しくは在学する者が半数を超える団体又は市内に事業所、店舗その他の施設を置く法人が利用する場合に適用し、「市外」とは、市内以外の場合に適用する。
- 2 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。

	練習室	200
甲賀市たけのこ児童館	学習室	200
	遊戯室	800

備考 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長して使用する場合も同様とする。

<第3条関係>

甲賀市農村環境改善センター条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(使用料)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 使用料の額は、別表のとおりとする。</p> <p>(利用料金)</p> <p>第15条 前条第1項の規定により指定管理者に管理業務を行わせる場合における利用料金の額は、別表の範囲において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。</p> <p>別表(第9条、第15条関係)</p>	<p>(使用料)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 使用料の額は、別表のとおりとする。</p> <p>(利用料金)</p> <p>第15条 前条第1項の規定により指定管理者に管理業務を行わせる場合における利用料金の額は、別表の範囲において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。</p> <p>別表(第9条、第15条関係)</p>

施設名		1時間当たり金額（円）	
		市内	市外
甲賀農村環境改	多目的ホール	1,800	3,600
善センター	和室	300	600
	視聴覚室	300	600
	農事研修室	300	600
	農産加工室	400	800
	農事相談室	200	400
甲南農村環境改	大会議室	700	1,400
善センター	実習室	500	1,000
	農業情報資料室	500	1,000
	和室	400	800
	農事研修室	500	1,000

備考

- 1 「市内」とは、市内に在住、在勤若しくは在学する者、市内に在住、在勤若しくは在学する者が半数を超える団体又は市内に事業所、店舗その他の施設を置く法人が利用する場合に適用し、「市外」とは、市内以外の場合に適用する。
- 2 営利の目的をもって利用する場合の1時間当たりの使用料の額は、この表に定める額の3倍に相当する額とする。
- 3 前項の場合において、入場料その他これに類する金銭を徴収するときは、入場料総収入額の1割に相当する額を使用料として徴収する。

農村環境改善センター使用料

施設名	室名	1時間当たり金額（円）
甲賀農村環境改	多目的ホール	1,800
善センター	和室	300
	視聴覚室	300
	農事研修室	300
	農産加工室	300
	農事相談室	200
甲南農村環境改	大会議室	700
善センター	実習室	500
	農業情報資料室	400
	和室	400
	農事研修室	400

備考

- 1 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長して使用する場合も同様とする。
- 2 その他この施設の利用に際し特別に要した経費は、実費の範囲内において利用者負担させることができる。

4 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。

<第4条関係>

甲賀市農村集落センター条例新旧対照表

改正案				現行				
(利用料) 第10条 集落センターの利用料は、別表第2の範囲において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。 別表第2 (第10条関係)				(利用料) 第10条 集落センターの利用料は、別表第2の範囲において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。 別表第2 (第10条関係)				
施設名		1時間当たり金額 (円)		名称	区分	金額		
		市内	市外					
甲賀市大河	多目的ホール	200	400	甲賀市大河	室名\時間	8:30~2		
原ふれあい				原ふれあい		2:00		
ホール	和室	200	400	ホール	多目的ホール	1,000円/ 半日		
					和室	1,000円/ 半日		
	調理実習室	600	1,200		調理実習室	4,000円/ 半日		
甲賀市雲井				甲賀市雲井	室名\時間	9:00~1	13:00~1	18:00~2
地区農村活				地区農村活		2:00	7:00	2:00
性化センタ	和室(大)	300	600	性化センタ	和室(大)	1,000円	1,000円	1,000円

一	和室(小)	200	400
	研修室	400	800
	調理室	200	400
甲賀市農林 漁家婦人活 動促進施設	大ホール	1,300	2,600
柞原会館	和室	500	1,000
	調理室	900	1,800
	会議室	500	1,000
甲賀市生産 物直売・食 材供給施設	研修室	400	800
田代高原の 郷			

備考

- 「市内」とは、市内に在住、在勤若しくは在学する者、市内に住、在勤若しくは在学する者が半数を超える団体又は市内に事業所、店舗その他の施設を置く法人が利用する場合に適用し、「市外」とは、市内以外の場合に適用する。
- 営利の目的をもって利用する場合の1時間当たりの利用料の額は、この表に定める額の3倍に相当する額とする。
- 前項の場合において、入場料その他これに類する金銭を徴収するときは、入場料総収入額の1割に相当する額を利用料として徴収する。

一	和室(小)	500円	500円	500円
	研修室	1,000円	1,000円	1,000円
	調理室	500円	500円	500円
甲賀市農林 漁家婦人活 動促進施設	室名\時間	9:00~1 2:00	13:00~1 7:00	18:00~2 2:00
柞原会館	大ホール	3,600円	4,800円	6,000円
	和室	1,500円	2,000円	2,400円
	調理室	2,550円	3,400円	4,000円
甲賀市生産 物直売・食 材供給施設	会議室	1,500円	2,000円	2,400円
	室名\時間	10:00~1 7:00		
	研修室	2,000円/回		
田代高原の 郷				

備考 「半日」とは、利用した時間が4時間以内の場合をいう。

4 利用時間が1時間に満たない場合の利用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。

<第5条関係>

甲賀市農業振興センター条例新旧対照表

改正案		現行					
<p>(使用料)</p> <p>第9条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 市長は、公益上、又は特別の事情があると認めたときは、別に定めるところにより、前項の使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p><u>別表（第9条関係）</u></p>		<p>(使用料)</p> <p>第9条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 市長は、公益上、又は特別の事情があると認めたときは_____、前項の使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p><u>別表（第9条関係）</u></p> <p><u>農業振興センター使用料</u></p>					
施設名	<u>1時間当たり金額（円）</u>		名称	時間	8：30～1	13：00～1	17：30～2
	市内	市外	室名		2：00	7：00	2：00
ふれあいホール	250	500	ふる	ふれあいホール	600円	800円	1,000円
木工体験室	250	500	さと	木工体験室	600	800	1,000
特産品加工室	400	800	生き	特産品加工室	900	1,200	1,400
			がい				
			セン				
			ター				
			六友				

<p>備考</p> <p>1 「市内」とは、市内に在住、在勤若しくは在学する者、市内に在住、在勤若しくは在学する者が半数を超える団体又は市内に事業所、店舗その他の施設を置く法人が利用する場合に適用し、「市外」とは、市内以外の場合に適用する。</p> <p>2 営利の目的をもって利用する場合の1時間当たりの使用料の額は、この表に定める額の3倍に相当する額とする。</p> <p>3 前項の場合において、入場料その他これに類する金銭を徴収するときは、入場料総収入額の1割に相当する額を使用料として徴収する。</p> <p>4 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。</p>	<p>館</p> <p>注</p> <p>1 入場料又はこれに類するものを徴収する場合は、総入場料の10%に相当する金額を徴収する。ただし、その額が5,000円に満たないときは5,000円とする。</p> <p>2 市外居住者が利用するときの金額は、使用料の50%に相当する金額を加算して徴収する。</p> <p>3 上表に掲げる施設で、特殊電灯又はプロパンガスを使用する場合は、その実費相当額を徴収する。</p>
--	---

<第6条関係>

甲賀市開発センター条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(使用料)</p> <p>第9条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 市長は、公益上、又は特別の事情があると認めるときは、別に定めるところにより、前項の使用料を減額し、又は免除することができる。</p>	<p>(使用料)</p> <p>第9条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 市長は、公益上、又は特別の事情があると認めるときは_____、前項の使用料を減額し、又は免除することができる。</p>

別表（第9条関係）

施設名		1時間当たり金額（円）	
		市内	市外
土山開発センター	大集会室	700	1,400
	会議室	300	600
	調理室	400	800
	信楽開発センター	大集会室	700
信楽開発センター	会議室（大）（1室につき）	300	600
	会議室（小）	200	400
	和室	300	600
	調理実習室	400	800

備考

別表（第9条関係）

開発センター使用料

施設名	室名	1時間当たり金額（円）
土山開発センター	大集会室	700
	会議室	300
	第1研修室	300
	第2研修室	300
	第3研修室	300
	第4研修室	300
	和室1	300
	和室2	300
	和室3	300
	調理室	300
信楽開発センター	大集会室	700
	会議室A	300
	会議室B	300
	会議室C	300
	会議室D	300
	会議室E	300
	会議室F	200
	和室	300
	調理実習室	300

備考

- 1 「市内」とは、市内に在住、在勤若しくは在学する者、市内に在住、在勤若しくは在学する者が半数を超える団体又は市内に事業所、店舗その他の施設を置く法人が利用する場合に適用し、「市外」とは、市内以外の場合に適用する。
- 2 営利の目的をもって利用する場合の1時間当たりの使用料の額は、この表に定める額の3倍に相当する額とする。
- 3 前項の場合において、入場料その他これに類する金銭を徴収するときは、入場料総収入額の1割に相当する額を使用料として徴収する。
- 4 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。

- 1 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長して使用する場合も同様とする。
- 2 その他この施設の利用に際し特別に要した経費は、実費の範囲内において利用者に負担させることができる。

< 第7条関係 >

甲賀市林業施設条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(使用料)</p> <p>第8条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表第3に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>(利用料金)</p> <p>第14条 前条第1項の規定により、指定管理者に管理業務を行わせる場合における利用料金の額は、別表第3の範囲において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。</p>	<p>(使用料)</p> <p>第8条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表第3に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>(利用料金)</p> <p>第14条 前条第1項の規定により、指定管理者に管理業務を行わせる場合における利用料金の額は、別表第3の範囲において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。</p>

別表第3（第8条、第14条関係）

施設名		区分	1時間当たり金額(円)	
			市内	市外
甲賀市やまびこ	競技場	1面	300	600
ドーム	照明設備	1面	300	
甲賀市森林文化	ホール	—	900	1,800
ホール	林業情報ルーム	—	300	600
	モデルルーム	—	600	1,200
	木工体験室	—	400	800
甲賀市グリーン	競技場	1面	300	600
ドーム	照明設備	1面	300	
甲賀市上野ドーム	競技場	1面	600	1,200
		1/2面	300	600
	照明設備	1面	600	
		1/2面	300	

備考

- 「市内」とは、市内に在住、在勤若しくは在学する者、市内に在住、在勤若しくは在学する者が半数を超える団体又は市内に事業所、店舗その他の施設を置く法人が利用する場合に適用し、「市外」とは、市内以外の場合に適用する。
- 営利の目的をもって利用する場合の1時間当たりの使用料の額（照明設備は除く。）は、この表に定める額の3倍に相当する額と

別表第3（第8条、第14条関係）

施設名		1時間当たり金額	備考
ドーム	夜間照明	300円	
甲賀市森林文化	ホール	900円	
ホール	林業情報ルーム	200円	
	モデルルーム	600円	
	木工体験室	300円	
甲賀市グリーン	競技場	300円	
ドーム	夜間照明	300円	
甲賀市上野ドーム	競技場	600円	
		夜間照明	600円

施設名	区分	金額 (円)	
		市内	市外
企画展示室	1日当たり (午前	7,000	14,000
	9時から午後5時 まで)		
会議室 (1室につ き)	1時間当たり	300	600
技術指導室		300	600

備考

- 「市内」とは、市内に在住、在勤若しくは在学する者、市内に在住、在勤若しくは在学する者が半数を超える団体又は市内に事業所、店舗その他の施設を置く法人が利用する場合に適用し、「市外」とは、市内以外の場合に適用する。
- 営利の目的をもって利用する場合の1時間当たりの使用料の額は、この表に定める額の3倍に相当する額とする。
- 前項の場合において、入場料その他これに類する金銭を徴収するときは、入場料総収入額の1割に相当する額を使用料として徴収する。
- 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。

(単位：円)

施設名	午前	午後	夜間
	午前9時から正午 まで	午後1時から午後 5時まで	午後6時から午後 10時まで
企画展示室	1日 7,000		
会議室A	700	900	1,800
会議室B	700	900	1,800
会議室C	700	900	1,800
技術指導室	450	600	1,200

備考

- 使用料の額が日を単位として定められている場合において、利用期間が1日に満たない場合の使用料は、1日とみなした額とする。
- 時間を超過して利用する場合は、1時間ごとに当該料金の1時間当たりの使用料を加算する。この場合において1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とする。
- 会議室を展示の目的に利用する場合の使用料は、この表に掲げる額の2倍に相当する額とする。
- 営利の目的をもって利用する場合の使用料は、この表に掲げる額の3倍に相当する額とする。
- 音響設備を利用する場合は、1,000円を加算する。

5 会議室を展示の目的に利用する場合の使用料は、この表に定める額（備考2を適用する場合にあっては、適用後の額）の2倍に相当する額とする。

6 音響設備を利用する場合は、1,000円を加算する。

別表第2（第11条関係）

施設名	区分	金額（円）	
		市内	市外
企画展示室	1時間当たり（午後5時から午後	2,000	4,000
	10時まで）		

備考 別表第1の備考1から4までの規定は、この表において準用する。

別表第2（第11条関係）

時間外利用の使用料

（単位：円）

施設名	時間区分	単位	超過使用料
企画展示室	午後5時から午後10	1時間	2,000
会議室A	時まで		450
会議室B			450
会議室C			450
技術指導室			300

備考

1 時間外利用が1時間に満たない場合の超過使用料は、1時間とみなした額とする。

2 営利の目的をもって利用する場合の超過使用料は、この表に掲げる額の3倍に相当する額とする。

<第9条関係>

甲賀市信楽産業展示館条例新旧対照表

改正案	現行
(利用料)	(利用料)

第14条 利用者は、指定管理者が市長の承認を得て別表第1の範囲において定める利用料を納付しなければならない。

2 利用者が、展示館の付帯設備及び器具等を使用するときは、指定管理者が市長の承認を得て別表第2の範囲において定める利用料を納付しなければならない。

3 (略)

別表第1 (第14条関係)

施設名	区分	1時間当たり金額(円)	
		市内	市外
多目的ホール	平日	2,000	4,000
	土・日・祝日	3,100	6,200

備考

- 「市内」とは、市内に在住、在勤若しくは在学する者、市内に在住、在勤若しくは在学する者が半数を超える団体又は市内に事業所、店舗その他の施設を置く法人が利用する場合に適用し、「市外」とは、市内以外の場合に適用する。
- 営利の目的をもって利用する場合の1時間当たりの利用料の額は、この表に定める額の3倍に相当する額とする。
- 前項の場合において、入場料その他これに類する金銭を徴収す

第14条 利用者は、指定管理者が市長の承認を得て別表第1の範囲において定める利用料を納付しなければならない。

2 利用者が、展示館の付帯設備及び器具等を使用するときは、指定管理者が市長の承認を得て別表第2の範囲において定める利用料を納付しなければならない。

3 (略)

別表第1 (第14条関係)

利用区分		午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
		9:30 ~1 2:30	13:00 0~1 7:00	17:30 0~2 1:30	後 9:30 ~1 7:00	間 13:00 0~2 1:30	9:30 ~2 1:30
利用施設	多目的	円	円	円	円	円	円
	ホール 平日	4,000	8,000	12,000	12,000	20,000	24,000
		0	0	00	00	00	00
	土・日・祝日	6,000	12,000	18,000	18,000	30,000	36,000
		0	00	00	00	00	00

注

- 利用者が利用に際し、入場料若しくはこれに類するものを徴収する場合、又は宣伝その他これに類する目的をもって催物を行う場合は、その使用料の5割に相当する金額(入場料又はこれに類するものが1,000円以下の場合にあっては、3割に相当する金額)を加算する。
- 冷暖房設備を利用するときは、この表に定める額の5割に相当する金額を加算する。

るときは、入場料総収入額の1割に相当する額を利用料として徴収する。

4 利用時間が1時間に満たない場合の利用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。

5 冷暖房設備を利用するときは、この表に定める額の5割に相当する金額を加算する。

6 舞台練習等のため舞台のみを利用する場合の1時間当たりの利用料の額は、この表に定める額（備考2を適用する場合にあっては、適用後の額）の2割に相当する額とする。

別表第2（第14条関係）

設備名	区分	1回当たり金額（円）
照明設備	一式	1,000
音響設備	一式	2,000
映写機	一台	2,000
スライド映写機	一台	1,000
ピアノ	一台	2,000

備考

- 1 別表第1の備考2は、この表において準用する。
- 2 ピアノの調律を希望される場合又は特別な消耗品を必要とされる場合は、実費相当額を徴収する。

3 舞台練習等のため舞台のみを利用するときは、この表に定める額の2割に相当する額とする。

別表第2（第14条関係）

名称	数量	区分	金額
照明設備	一式	一回につき	1,000円
音響設備	一式	一回につき	2,000円
映写機	一台	一回につき	2,000円
スライド映写機	一台	一回につき	1,000円
ピアノ	一台	一回につき	2,000円

注1 利用者が利用に際し、入場料若しくはこれに類するものを徴収する場合、又は宣伝その他これに類する目的をもって催物を行う場合は、その使用料の5割に相当する金額（入場料又はこれに類するものが1,000円以下の場合にあっては3割に相当する金額）を加算する。

注2 ピアノの調律を希望される場合又は特別な消耗品を必要とされ

とは、市内以外の場合に適用する。

2 営利の目的をもって利用する場合の1時間当たりの使用料の額は、この表に定める額の3倍に相当する額とする。

3 前項の場合において、入場料その他これに類する金銭を徴収するときは、入場料総収入額の1割に相当する額を使用料として徴収する。

4 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。

<第11条関係>

甲賀市勤労青少年ホーム条例新旧対照表

改正案		現行																					
<p>(使用料)</p> <p>第8条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。ただし、第4条第1項に規定する勤労青少年が利用する場合は、テニスコートを除いて、無料とする。</p> <p>2 市長は、公益上、又は特別の事情があると認めるときは、別に定めるところにより、前項の使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>別表(第8条関係)</p> <p>1 貸室</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th colspan="2">1時間当たり金額(円)</th> </tr> <tr> <th>市内</th> <th>市外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		施設名	1時間当たり金額(円)		市内	市外				<p>(使用料)</p> <p>第8条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。ただし、第4条第1項に規定する勤労青少年が利用する場合は、テニスコートを除いて、無料とする。</p> <p>2 市長は、公益上、又は特別の事情があると認めるときは_____、前項の使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>別表(第8条関係)</p> <p>甲賀市勤労青少年ホーム使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">利用区分</th> <th>昼間</th> <th>夜間</th> <th colspan="2">全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>午前9時から午後1時か</td> <td>午後5時30分</td> <td colspan="2">午前9時から</td> </tr> </tbody> </table>				利用区分	昼間	夜間	全日			午前9時から午後1時か	午後5時30分	午前9時から	
施設名	1時間当たり金額(円)																						
	市内	市外																					
利用区分	昼間	夜間	全日																				
		午前9時から午後1時か	午後5時30分	午前9時から																			

会議室	400	800
料理教室	500	1,000
軽運動室	400	800
音楽室	500	1,000
集会室	400	800
講習室	500	1,000
談話室	400	800
図書室	400	800

備考

- 1 「市内」とは、市内に在住、在勤若しくは在学する者、市内に在住、在勤若しくは在学する者が半数を超える団体又は市内に事業所、店舗その他の施設を置く法人が利用する場合に適用し、「市外」とは、市内以外の場合に適用する。
- 2 営利の目的をもって利用する場合の1時間当たりの使用料の額は、この表に定める額の3倍に相当する額とする。
- 3 前項の場合において、入場料その他これに類する金銭を徴収するときは、入場料総収入額の1割に相当する額を使用料として徴収する。

利用施設	午後0時30分まで	午後5時まで	午後10時まで	午後10時まで
	円	円	円	円
会議室	800	1,200	1,500	3,500
料理教室	1,000	1,500	2,000	4,500
軽運動室	800	1,200	1,500	3,500
多目的ホール	4,000	5,000	6,000	15,000
音楽室	1,000	1,500	2,000	4,500
集会室	800	1,200	1,500	3,500
講習室	1,000	1,500	2,000	4,500
談話室	800	1,200	1,500	3,500
図書室	800	1,200	1,500	3,500
テニスコート	平日1時間当たり 1面 600			
	土・日・祝日1時間当たり 1面 800			
	照明設備1時間当たり 1面 400			

注

- 1 多目的ホールを半面利用するときは、この表に定める額の半額とする。
- 2 冷暖房設備を利用するときは、この表に定める額の5割に相当する額を加算する。
- 3 テニスコートにおいて、利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。

4 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。

2 体育館

施設名	区分	1時間当たり金額(円)	
		市内	市外
多目的ホール	1面	1,200	2,400
	1/2面	600	1,200
冷暖房設備	＝	600	

備考 1の表備考の規定は、この表において準用する。この場合において、同表の備考2中「使用料の額」とあるのは、「使用料の額(冷暖房設備は除く。)」と読み替えるものとする。

3 テニスコート

施設名	区分	1時間当たり金額(円)	
		市内	市外
人工芝コート	平日	600	1,200
	土・日・祝日	800	1,600
照明設備	＝	400	

備考 1の表備考の規定は、この表において準用する。この場合において、同表の備考2中「使用料の額」とあるのは、「使用料の額(照明設備は除く。)」と読み替えるものとする。

<第12条関係>

甲賀市かふか生涯学習館条例新旧対照表

改正案	現行																																									
<p>(使用料)</p> <p>第9条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 市長は、公益上、又は特別の事情があると認めるときは、別に定めるところにより、前項の使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>別表(第9条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">施設名</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">区分</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">1時間あたり金額(円)</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">市内</th> <th style="text-align: center;">市外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学習室(1室につき)</td> <td>1室</td> <td style="text-align: center;">300</td> <td style="text-align: center;">600</td> </tr> <tr> <td>活動室(小)</td> <td>1室</td> <td style="text-align: center;">200</td> <td style="text-align: center;">400</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">活動室(大)(1室につき)</td> <td>1室</td> <td style="text-align: center;">300</td> <td style="text-align: center;">600</td> </tr> <tr> <td>1/2室</td> <td style="text-align: center;">200</td> <td style="text-align: center;">400</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">研修室</td> <td>1室</td> <td style="text-align: center;">700</td> <td style="text-align: center;">1,400</td> </tr> <tr> <td>2/3室</td> <td style="text-align: center;">500</td> <td style="text-align: center;">1,000</td> </tr> <tr> <td>1/3室</td> <td style="text-align: center;">300</td> <td style="text-align: center;">600</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 「市内」とは、市内に在住、在勤若しくは在学する者、市内に在住、在勤若しくは在学する者が半数を超える団体又は市内に事業所、店舗その他の施設を置く法人が利用する場合に適用し、「市外」とは、市内以外の場合に適用する。</p> <p>2 営利の目的をもって利用する場合の1時間当たりの使用料の額は、この表に定める額の3倍に相当する額とする。</p>	施設名	区分	1時間あたり金額(円)		市内	市外	学習室(1室につき)	1室	300	600	活動室(小)	1室	200	400	活動室(大)(1室につき)	1室	300	600	1/2室	200	400	研修室	1室	700	1,400	2/3室	500	1,000	1/3室	300	600	<p>(使用料)</p> <p>第9条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 市長は、公益上、又は特別の事情があると認めるときは_____、前項の使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>別表(第9条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">1時間あたり金額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1～3学習室(1室につき)</td> <td style="text-align: center;">300</td> </tr> <tr> <td>第4活動室</td> <td style="text-align: center;">200</td> </tr> <tr> <td>第5～7活動室(1室につき)</td> <td style="text-align: center;">300</td> </tr> <tr> <td>研修室(全体)</td> <td style="text-align: center;">700</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。</p> <p>2 第5～7活動室の2分の1、研修室の3分の1又は3分の2を利用する場合の使用料は、それぞれの割合に応じた額(10円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げる。)を徴収する。</p>	区分	1時間あたり金額(円)	第1～3学習室(1室につき)	300	第4活動室	200	第5～7活動室(1室につき)	300	研修室(全体)	700
施設名			区分	1時間あたり金額(円)																																						
	市内	市外																																								
学習室(1室につき)	1室	300	600																																							
活動室(小)	1室	200	400																																							
活動室(大)(1室につき)	1室	300	600																																							
	1/2室	200	400																																							
研修室	1室	700	1,400																																							
	2/3室	500	1,000																																							
	1/3室	300	600																																							
区分	1時間あたり金額(円)																																									
第1～3学習室(1室につき)	300																																									
第4活動室	200																																									
第5～7活動室(1室につき)	300																																									
研修室(全体)	700																																									

3 前項の場合において、入場料その他これに類する金銭を徴収するときは、入場料総収入額の1割に相当する額を使用料として徴収する。

4 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。

<第13条関係>

甲賀市公民館条例新旧対照表

改正案				現行		
(使用料) 第7条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。 2 市長は、公益上、又は特別の事情があると認めるときは、別に定めるところにより、前項の使用料を減額し、又は免除することができる。 <u>別表第2 (第7条関係)</u>				(使用料) 第7条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。 2 市長は、公益上、又は特別の事情があると認めるときは_____、前項の使用料を減額し、又は免除することができる。 <u>別表第2 (第7条関係)</u>		
施設名		1時間当たり金額(円)		公民館名	室名	1時間当たり金額(円)
		市内	市外			
水口中央公民館	和室(1室につき)	300	600	水口中央公民館	和室(1室につき)	300
					学習室(1室につき)	300
	視聴覚室	300	600		視聴覚室	300
	調理室	400	800		調理室	400
	講義室	300	600		講義室	300

					会議室 1	300
					会議室 2	300
	研修室	500	1,000		研修室	400
	鹿深ホール	700	1,400		鹿深ホール	700
伴谷公民館	和室	300	600	伴谷公民館	和室 (1室につき)	300
	学習室	300	600		学習室	300
	調理室	400	800		調理室	400
	会議室	300	600		会議室	300
	大会議室	500	1,000		大会議室	400
柏木公民館	和室	300	600	柏木公民館	和室 (1室につき)	200
	学習室	300	600		学習室	300
	調理室	400	800		調理室	400
	会議室	300	600		会議室	300
	団体室	300	600		団体室	300
	集会室	500	1,000		集会室	700
貴生川公民館	和室	300	600	貴生川公民館	和室 (1室につき)	300
	学習室	300	600		学習室	300
	調理室	400	800		調理室	400
	会議室	300	600		会議室	300
	集会室	500	1,000		集会室	400
岩上公民館	和室	300	600	岩上公民館	和室 (1室につき)	200
	会議室	300	600			
	調理室	400	800		調理室	400
	学習室	300	600		学習室	200
	談話室	200	400		談話室	200

	ホール	500	1,000
土山中央公民館	会議室	200	400
	和室	300	600
	実習室	300	600
	大集会室	500	1,000
大野公民館	小会議室	200	400
	和室	300	600
	調理室	400	800
	大会議室	300	600
山内公民館	会議室	200	400
	和室	300	600
	調理室	400	800
	大会議室	300	600
鮎河公民館	会議室	300	600
	調理室	300	600
	大会議室	450	900
多羅尾公民館	和室（1室につき）	200	400
	調理室	300	600
	研修室	200	400
	相談室	200	400
	大会議室	500	1,000

備考

- 1 「市内」とは、市内に在住、在勤若しくは在学する者、市内に在住、在勤若しくは在学する者が半数を超える団体又は市内に事

	ホール	400
土山中央公民館	会議室	200
	和室	200
	実習室	300
	大集会室	400
大野公民館	小会議室	200
	和室	300
	調理室	400
	大会議室	300
山内公民館	会議室	200
	和室	300
	調理室	400
	大会議室	300
鮎河公民館	会議室	200
	調理室	300
	大会議室	300
多羅尾公民館	和室（1室につき）	200
	調理室	300
	研修室	200
	相談室	200
	大会議室	400

備考

- 1 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。

業所、店舗その他の施設を置く法人が利用する場合に適用し、「市外」とは、市内以外の場合に適用する。

2 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。

3 甲賀公民館の会議室等の使用料は、甲賀市かふか生涯学習館条例（平成16年甲賀市条例第158号）別表で定める使用料を準用する。

4 甲南公民館の会議室等の使用料は、甲賀市農村環境改善センター条例（平成16年甲賀市条例第109号）別表で定める甲南農村環境改善センターの使用料を準用する。

5 信楽中央公民館の会議室等の使用料は、甲賀市開発センター条例（平成16年甲賀市条例第117号）別表で定める信楽開発センターの使用料を準用する。

2 甲賀公民館の会議室等の使用料は、甲賀市かふか生涯学習館条例（平成16年甲賀市条例第158号）別表に掲げる使用料を準用する。

3 甲南公民館の会議室等の使用料は、甲賀市農村環境改善センター条例（平成16年甲賀市条例第109号）別表に掲げる甲南農村環境改善センターの使用料を準用する。

4 信楽中央公民館の会議室等の使用料は、甲賀市開発センター条例（平成16年甲賀市条例第117号）別表に掲げる（2）信楽開発センター使用料を準用する。

<第14条関係>

甲賀市お茶のみホール条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(使用料)</p> <p>第7条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 市長は、公益上、又は特別の事情があると認めるときは、<u>別に定めるところにより</u>、前項の使用料を減額し、又は免除することができる。</p>	<p>(使用料)</p> <p>第7条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 市長は、公益上、又は特別の事情があると認めるときは_____、前項の使用料を減額し、又は免除することができる。</p>

別表（第7条関係）

施設名	1時間あたり金額（円）	
	市内	市外
お茶のみホール	500	1,000

備考

- 1 「市内」とは、市内に在住、在勤若しくは在学する者、市内に在住、在勤若しくは在学する者が半数を超える団体又は市内に事業所、店舗その他の施設を置く法人が利用する場合に適用し、「市外」とは、市内以外の場合に適用する。
- 2 営利の目的をもって利用する場合の1時間当たりの使用料の額は、この表に定める額の3倍に相当する額とする。
- 3 前項の場合において、入場料その他これに類する金銭を徴収するときは、入場料総収入額の1割に相当する額を使用料として徴収する。
- 4 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。

別表（第7条関係）

施設	1時間あたり金額（円）
お茶のみホール	400

備考 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。

<第15条関係>

甲賀市歴史民俗資料館条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(入館料)</p> <p>第6条 資料館の入館に係る使用料（以下「入館料」という。）は別表第2のとおりとする。</p>	<p>(入館料)</p> <p>第6条 資料館の入館に係る使用料（以下「入館料」という。）は別表第2のとおりとする。</p>

(入館料の減免)

第7条 市長_____は、公益上又は特別な事情があると認めるときは、別に定めるところにより、前条に規定する入館料を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者の指定等)

第10条 (略)

(1)～(5) (略)

2 前項の規定により、教育委員会が指定管理者に管理業務を行わせる場合における第7条の規定の適用については「市長」とあるのは「指定管理者」と、「前条に規定する入館料」とあるのは「利用料金」とし、第8条の規定の適用については「教育委員会」とあるのは「指定管理者」とする。

3 (略)

(利用料金)

第11条 前条第1項の規定により指定管理者に管理業務を行わせる場合における利用料金の額は、別表第2の範囲において、指定管理者が教育委員会の承認を得て定めるものとする。

別表第2 (第6条、第11条関係)

施設名	1人当たり金額(円)
水口歴史民俗資料館	200
水口城資料館	200
甲賀歴史民俗資料館	200

(入館料の減免)

第7条 教育委員会は、公益上又は特別な事情があると認めるときは、別に定めるところにより、前条に規定する入館料を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者の指定等)

第10条 (略)

(1)～(5) (略)

2 前項の規定により、教育委員会が指定管理者に管理業務を行わせる場合における第7条及び

_____第8条の規定の適用については「教育委員会」とあるのは「指定管理者」とする。

3 (略)

(利用料金)

第11条 前条第1項の規定により指定管理者に管理業務を行わせる場合における利用料金の額は、別表第2の範囲において、指定管理者が教育委員会の承認を得て定めるものとする。

別表第2 (第6条、第11条関係)

名称	区分	金額(円)	備考
水口歴史民俗資料館	個人	大人 150	(1) 小人とは中学校、小学校及びこれらに準ずる学校の生徒及び児童をいう。
		小人 80	
	団体	大人 100	
		小人 50	
水口城	個人	大人 100	(2) 団体とは、一団の

資料館	小人	50	入館者の数が20人以上のものをいう。 (3) 市が特別な催物を行う場合は、実費を基準として入館料を市長が別に定める。 (4) 両資料館共の入館料は、個人大人200円、個人小人100円とする。	
土山歴	常設展示	無料		
史民俗	企画・特別展示	市長がその都度別に		
資料館		定める額		
甲賀歴	個人	大人	200	大人とは16歳以上の者
史民俗		小人	100	を、小人とは16歳未満6
資料館		学生	150	歳までの者を、学生とは大 学及び高等学校の学生、生 徒又はこれらに準ずる者を いう。
	団体	大人	150	団体とは、20人以上同時
		小人	70	に入館を希望するもので、
		学生	100	引率者は20人に1人の割 合で無料とする。

備考

- 1 この表の規定にかかわらず、市内に在住、在勤又は在学する者、

注 学校教育、学術研究のため、教育委員会が特に必要と認めた場合は、入館料を免除することができる。

1 8歳未満の者及び高校生は無料とする。

2 市が特別な催物を行う場合は、実費を基準として入館料を市長が別に定める。

<第16条関係>

甲賀市旧水口図書館条例新旧対照表

改正案			現行				
(利用料) 第10条 旧水口図書館の利用料は、別表の範囲において、指定管理者が教育委員会の承認を得て定めるものとする。 <u>別表（第10条関係）</u>			(利用料) 第10条 旧水口図書館の利用料は、別表の範囲において、指定管理者が教育委員会の承認を得て定めるものとする。 <u>別表（第10条関係）</u>				
施設名	1時間当たり金額（円）		使用区分	午前	午後	夜間	全日
	市内	市外		午前9時から 午後0時30分まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時30分 から午後9時 時まで	午前9時から 午後9時まで
1階	300	600	1階	500円	800円	1,000円	2,300円
2階	500	1,000	2階	1,000円	1,200円	1,500円	3,700円
備考 1 「市内」とは、市内に在住、在勤若しくは在学する者、市内に在住、在勤若しくは在学する者が半数を超える団体又は市内に事業所、店舗その他の施設を置く法人が利用する場合に適用し、「市外」とは、市内以外の場合に適用する。 2 営利の目的をもって利用する場合の1時間当たりの利用料の額は、この表に定める額の3倍に相当する額とする。			注 冷暖房設備を使用するときは、この表に定める額の5割に相当する金額を加算する。				

3 前項の場合において、入場料その他これに類する金銭を徴収するときは、入場料総収入額の1割に相当する額を利用料として徴収する。

4 利用時間が1時間に満たない場合の利用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。

<第17条関係>

甲賀市東海道伝馬館条例新旧対照表

改正案		現行															
(利用料) 第12条 伝馬館の利用料は、別表の範囲において、指定管理者が教育委員会の承認を得て定めるものとする。 <u>別表(第12条関係)</u>		(利用料) 第12条 伝馬館の利用料は、別表の範囲において、指定管理者が教育委員会の承認を得て定めるものとする。 <u>別表(第12条関係)</u> 東海道伝馬館利用料															
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th colspan="2">1時間当たり金額(円)</th> </tr> <tr> <th>市内</th> <th>市外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>体験工房</td> <td>200</td> <td>400</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	1時間当たり金額(円)		市内	市外	体験工房	200	400	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">室名</th> <th>時間</th> <th>9:00~12:00</th> <th>13:00~17:00</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>体験工房</td> <td></td> <td>600円</td> <td>800円</td> </tr> </tbody> </table>	室名	時間	9:00~12:00	13:00~17:00	体験工房		600円	800円
施設名		1時間当たり金額(円)															
	市内	市外															
体験工房	200	400															
室名	時間	9:00~12:00	13:00~17:00														
	体験工房		600円	800円													
備考 1 「市内」とは、市内に在住、在勤若しくは在学する者、市内に在住、在勤若しくは在学する者が半数を超える団体又は市内に事業所、店舗その他の施設を置く法人が利用する場合に適用し、「市外」とは、市内以外の場合に適用する。		備考 <u>市外居住者が利用するときの金額は、利用料の50%に相当する金額を加算して徴収する。</u>															

- 2 営利の目的をもって利用する場合の1時間当たりの利用料の額は、この表に定める額の3倍に相当する額とする。
- 3 前項の場合において、入場料その他これに類する金銭を徴収するときは、入場料総収入額の1割に相当する額を利用料として徴収する。
- 4 利用時間が1時間に満たない場合の利用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。
- 5 その他この施設の利用に際し特別に要した経費は、実費の範囲内において利用者に負担させることができる。

<第18条関係>

甲賀市甲南青少年研修センター条例新旧対照表

改正案				現行		
(使用料) 第8条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。 別表(第8条関係) 1 宿泊を伴う場合				(使用料) 第8条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。 別表(第8条関係) 1 宿泊を伴う場合		
施設名	区分	1泊1人当たり金額(円)		対象	金額	備考
		市内	市外			
研修室(和室)	中学生以下	500	1,000	中学生以下	1泊1人当たり 500円	寝具使用料は含まない。 13:00から翌日10:00

その他	1,000	2,000
-----	-------	-------

備考

- 1 「市内」とは、市内に在住、在勤若しくは在学する者、市内に在住、在勤若しくは在学する者が半数を超える団体又は市内に事業所、店舗その他の施設を置く法人が利用する場合に適用し、「市外」とは、市内以外の場合に適用する。
- 2 営利の目的をもって利用する場合の1時間当たりの使用料の額は、この表に定める額の3倍に相当する額とする。
- 3 前項の場合において、入場料その他これに類する金銭を徴収するときは、入場料総収入額の1割に相当する額を使用料として徴収する。
- 4 その他この施設の利用に際し特別に要した経費は、実費の範囲内において利用者に負担させることができる。
- 5 「1泊」とは、午後1時から翌日午前10時までとする。
- 6 寝具1回当たりの使用料は、200円とする。

2 宿泊を伴わない場合

施設名		1時間当たり金額(円)	
		市内	市外
研修室(和室)	さくら	300	600
	さつき	300	600
	もみじ	200	400
	さざんか	200	400
会議室		500	1,000

その他	1泊1人当たり	1,000	0まで。
		00円	

備考

- 1 寝具1回当たりの使用料は、次のとおりとする。
寝具 200円
- 2 市外の者が使用する場合の使用料は、規定の額の1.5倍とする。
- 3 その他この施設の使用に際し特別に要した経費は、実費の範囲内において利用者に負担させることができる。

2 宿泊を伴わない場合

室名		時間	9:00~12:	13:00~1	17:00~2
			00	7:00	2:00
研修室 (和室)	さくら		900円	1,200円	1,500円
	さつき		900円	1,200円	1,500円
	もみじ		450円	600円	750円
	さざんか		450円	600円	750円
会議室			1,500円	2,000円	2,500円

ホール	500	1,000
調理室	300	600

備考

- 1 1の表備考1から4までの規定は、この表において準用する。
- 2 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。

ホール	1,200円	1,600円	2,000円
調理室	900円	1,200円	1,500円

備考

- 1 1時間当たりの使用料は、次のとおりとする。
 さくら及びさつき 1室につき 300円
 もみじ及びさざんか 1室につき 150円
 会議室 500円 ホール 400円
 調理室 300円
- 2 市外の者が利用する場合の使用料は、規定の額の1.5倍とする。
- 3 その他この施設の利用に際し特別に要した経費は、実費の範囲内において利用者負担させることができる。

<第19条関係>

甲賀市スポーツ施設条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(使用料)</p> <p>第9条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表第3に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第10条 市長 _____ は、公益上又は特別の事情があると認めるときは、別に定めるところにより、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(指定管理者の指定等)</p> <p>第15条 (略)</p>	<p>(使用料)</p> <p>第9条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表第3に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第10条 教育委員会は、公益上又は特別の事情があると認めるときは、別に定めるところにより、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(指定管理者の指定等)</p> <p>第15条 (略)</p>

(1)～(4) (略)

2 前項の規定により、教育委員会が指定管理者に管理業務を行わせる場合における第5条、第12条及び第13条第2項の規定の適用については、「教育委員会」とあるのは「指定管理者」とし、第8条第2項の規定の適用については、「市」とあるのは「市及び指定管理者」とし、第10条の規定の適用については、「市長」とあるのは「指定管理者」と、「前条の使用料」とあるのは「利用料金」とする。

(利用料金)

第16条 前条第1項の規定により指定管理者に管理業務を行わせる場合における利用料金の額は、別表第3の範囲において、指定管理者が教育委員会の承認を得て定めるものとする。

別表第3 (第9条、第16条関係)

1 体育館

施設名	区分	1時間当たりの金額(円)	
		市内	市外
アリ 水口体育館	1面	500	1,000
一ナ 岩上体育館	1/2面	300	600
土山体育館			
甲南体育館			
甲南B&G海洋センター体育館			
信楽体育館			
水口体育館武道場	1面	300	600

(1)～(4) (略)

2 前項の規定により、教育委員会が指定管理者に管理業務を行わせる場合における第5条、第10条及び第12条の規定の適用については、「教育委員会」とあるのは「指定管理者」とし、第8条第2項の規定の適用については、「市」とあるのは「市及び指定管理者」とし、第13条第2項の規定の適用については、「教育委員会」とあるのは「指定管理者」とする。

(利用料金)

第16条 前条第1項の規定により指定管理者に管理業務を行わせる場合における利用料金の額は、別表第3の範囲において、指定管理者が教育委員会の承認を得て定めるものとする。

別表第3 (第9条、第16条関係)

(1) 体育館

施設名	時間区分	金額(円)
一ナ 岩上体育館	13:00～17:00	1,800
土山体育館	17:30～19:30	1,200
土山室内運動場	20:00～22:00	1,200
甲南体育館		
甲南B&G海洋センター体育館		
信楽体育館		
武道 水口体育館	8:30～12:30	700

	甲南B&G海洋センター レーニング室			
照明	水口体育館	1面		1,500
設備	土山体育館	1/2面		800
	信楽体育館	1面		1,000
		1/2面		500
	岩上体育館	1面		600
	甲南体育館	1/2面		300
	甲南B&G海洋センター 体育館			
	水口体育館武道場	1面		400
	甲南B&G海洋センター レーニング室			
冷暖	水口体育館	1面		1,000
房設	水口体育館武道場	1面		400
備				

備考

- 「市内」とは、市内に在住、在勤若しくは在学する者、市内に

場		13:00~17:00	900
		17:30~19:30	600
		20:00~22:00	600
トレ	甲南B&G海洋センター	1時間当たり300円	
ーニ			
ング			
室			
トレ	水口体育館	1時間当たり200円	
ーニ			
ング			
ルー			
ム			
多目	水口体育館	1時間当たり100円	
的室			
1			
多目	水口体育館	1時間当たり200円	
的室			
2			
会議	水口体育館	1時間当たり200円	
室	土山体育館		
	甲南体育館		
	甲南B&G海洋センター		
	信楽体育館		

備考

- アリーナの時間区分を連続して利用する場合の使用料は、それ

在住、在勤若しくは在学する者が半数を超える団体又は市内に事業所、店舗その他の施設を置く法人が利用する場合に適用し、「市外」とは、市内以外の場合に適用する。

- 2 当利の目的をもって利用する場合の1時間当たりの使用料の額（照明設備及び冷暖房設備は除く。）は、この表に定める額の3倍に相当する額とする。
- 3 前項の場合において、入場料その他これに類する金銭を徴収するときは、入場料総収入額の1割に相当する額を使用料として徴収する。
- 4 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。
- 5 附帯施設及び備品の使用については、別に定める。

2 室内運動場

施設名		区分	1時間あたり金額（円）	
			市内	市外
室内運動場	土山室内運動場	1面	500	1,000

それを合計した金額とする。

- 2 市外に居住する者若しくは市外に居住する者が半数を超える団体、又は市外にその本拠を置く団体が利用する場合の使用料は、この表の金額の2倍とする。
- 3 アリーナの2分の1以下の部分を利用する場合の使用料は、この表の金額の2分の1の額とする。
- 4 利用者が利用に際し、入場料又はこれに類するものを徴収する場合の使用料は、その額が1,000円以下の場合は2倍の額とし、1,000円を超える場合、又は宣伝その他これに類する目的をもって催物を行う場合の使用料は、30,000円を加算して得た額とする。
- 5 利用時間を超えて利用する場合は、1時間を限度とし、その使用料は、次のとおりとする。
 - (1) 午前8時30分以前の場合は、午前8時30分から午後0時30分までの区分の金額を1時間当たりの額に除して得た額の5割増の額
 - (2) 午後10時以降の場合は、午後8時から午後10時までの区分の金額を1時間当たりの額に除して得た額の5割増の額
- 6 使用料の額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。
 - (2) 体育館設備

設備名		1時間あたり金額（円）
アリーナ照明設備	水口体育館、土山体育館	1,500
	土山室内運動場、信楽体育	1,000

		1/2面	300	600
照明設備	土山室内運動場	1面	1,000	
		1/2面	500	

備考 1の表備考の規定は、この表において準用する。この場合において、同表の備考2中「使用料の額(照明設備及び冷暖房設備は除く。)」とあるのは、「使用料の額(照明設備は除く。)」と読み替えるものとする。

3 グラウンド

施設名		区分	1時間当たり金額(円)		
			市内	市外	
グラ	土山運動場	1面	500	1,000	
ウン	甲南グラウンド	1/2面	300	600	
ド	甲南中央運動公園サッカー	1面	700	1,400	
	グラウンド	1/2面	400	800	
照明設備	土山運動場	1面	1,000		
	甲南グラウンド	1面	2,000		
		1/2面	1,000		
	甲南中央運動公園サッカー	1面	3,000		
		グラウンド	2/3面	2,000	
			1/2面	1,500	

備考 1の表備考の規定は、この表において準用する。この場合において、

	館	
	その他の体育館	600
武道場照明設備		400
アリーナ冷暖房設備		1,000
武道場冷暖房設備		400
多目的室冷暖房設備(1室につき)		200
会議室冷暖房設備		200

(3) 運動場

施設名		時間区分	金額(円)	
グラ	土山運動場	8:30~12:30	1,000	
ウン	甲南グラウンド	13:00~17:00	1,400	
		17:30~22:00	1,800	
ド	甲南中央運動公園サッカー	8:30~12:30	2,400	
		グラウンド	13:00~17:00	2,800
			17:30~22:00	3,600
甲南中央運動公園トレーニングハウス 1時間当たり200円				

備考 (1) 体育館の表備考の規定は、この表において準用する。

て、同表の備考2中「使用料の額(照明設備及び冷暖房設備は除く。)」とあるのは、「使用料の額(照明設備は除く。)」と読み替えるものとする。

4 テニスコート

施設名		1時間1面当たり金額(円)	
		市内	市外
ハードコート	土山テニスコート	600	1,200
	照明設備		600
人工芝コート	甲南中央運動公園	600	1,200
	信楽テニスコート		
	照明設備		400
クレーコート	土山テニスコート	300	600
	照明設備		600
練習用コート	甲南中央運動公園	300	600
	照明設備		400

備考 1の表備考の規定は、この表において準用する。この場合において、同表の備考2中「使用料の額(照明設備及び冷暖房設備は除く。)」とあるのは、「使用料の額(照明設備は除く。)」と読み替えるものとする。

5 会議室

施設名		1時間当たり金額(円)	
		市内	市外
水口体育館	多目的室1	300	600
	多目的室2	400	800

このとき、「アリーナ」は「グラウンド」に読み替えるものとする。

(4) 運動場照明設備

施設名	1時間当たり金額(円)
土山運動場	1,000
甲南グラウンド	全照明 2,000
	1/2照明 1,000
甲南中央運動公園サッカーグラウンド	全照明 3,000
	2/3照明 2,000
	1/2照明 1,500

(5) テニスコート

施設名	区分	1時間当たり金額(円)
土山テニスコート	クレーコート	200
	全天候コート	400

	会議室	400	800
土山体育館	会議室	400	800
甲南体育館	会議室	400	800
甲南B&G海洋センター	会議室	400	800

備考 1の表備考の規定は、この表において準用する。この場合において、同表の備考2中「使用料の額(照明設備及び冷暖房設備は除く。)」とあるのは、「使用料の額」と読み替えるものとする。

6 グラウンド・ゴルフ場

施設名	区分	金額(円)	
		市内	市外
甲南グラウンド・ゴルフ場	1人1ラウンド	200	400
	貸切り1時間当たり	10,000	20,000

備考

- 1の表備考の規定は、この表において準用する。この場合において、同表の備考2中「使用料の額(照明設備及び冷暖房設備は除く。)」とあるのは、「使用料の額」と読み替えるものとする。
- 貸切りの規定については、別に定める。

	照明設備	600
甲南中央運動公園テニスコート	人工芝コート	600
信楽テニスコート	照明設備	400
	人工芝コート	600
	照明設備	400

備考

- 1 使用料は、1面当たりの金額とする。
- 2 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。
- (1) 体育館の表備考第2項の規定は、この表のコートの使用料において準用する。

(6) プール

施設	区分	1回当たり (円)	回数券(円)	定期券(円)		
				1箇月	3箇月	6箇月
甲賀B	幼児	100	—	—	—	—
&G海洋センター	小中学 生等	300	3,000	4,500	12,000	22,500
	一般	500	5,000	7,500	20,000	37,500
					0	0

備考

- 1 幼児とは6歳未満の未就学児を、小中学生等とは小中学校の児童、生徒又はこれに準ずる者を、一般とはそれ以外の者をいう。
- 1回とは、午前(午前9時から正午まで)、午後(午後1時30分から午後4時まで)又は夜間(午後6時から午後9時30分

7 トレーニング室

施設名	1人1時間当たり金額(円)	
	市内	市外
水口体育館トレーニング室	300	600
甲南中央運動公園トレーニングハウス	200	400

備考 1の表備考4及び5は、この表において準用する。

8 プール

施設名	区分	1回当たり (円)	回数券(円)	定期券(円)		
				1月	3月	6月
甲賀B	幼児	100	—	—	—	—
&G海 洋セン ター	小中学 生等	300	3,000	4,500	12,000	22,500
	一般	600	6,000	9,000	24,000	45,000
					0	0

備考

- 「幼児」とは未就学児を、「小中学生等」とは小中学校の児童、生徒又はこれに準ずる者を、「一般」とはそれ以外の者をいう。
- 「1回」とは、午前(午前9時から正午まで)、午後(午後1時30分から午後4時まで)又は夜間(午後6時から午後9時30分まで)のそれぞれをいう。

まで)のそれぞれをいう。

(7) グラウンド・ゴルフ場

施設名	1人1ラウンド当たり金額(円)
甲南グラウンド・ゴルフ場	200

備考 (1) 体育館の表備考第2項の規定は、この表において準用する。

<第20条関係>

甲賀市立学校施設開放条例新旧対照表

改正案			現行				
<p>(開放施設)</p> <p>第2条 学校開放を行う市立学校の施設（以下「開放施設」という。）は、別表に掲げる施設とする。</p> <p>(使用料)</p> <p>第10条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 市長は、公益上、又は特別の事情があると認めたときは、別に定めるところにより、前項の使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>別表（第2条、第10条関係）</p>			<p>(開放施設)</p> <p>第2条 学校開放を行う市立学校の施設（以下「開放施設」という。）は、別表に掲げる施設とする。</p> <p>(使用料)</p> <p>第10条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 市長は、公益上、又は特別の事情があると認めたときは_____、前項の使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>別表（第2条、第10条関係）</p> <p style="text-align: center;"><u>学校開放施設及び使用料</u></p>				
<u>施設名</u>	<u>区分</u>		<u>金額（円）</u>				
体育館	1時間当たり	1面	200（信楽小学校、雲井小学校、小原小学校、朝宮小学校、多羅尾小学校及び信楽中学校にあつては、100）				
		1/2面	100（信楽小学校、雲井小学校、小原小学校、朝宮小学校、多羅尾小学校及び信楽中学校にあつては、50）				
		1面	200				
格技場（水口中学）			200				
<u>学校名</u>	<u>施設の名称</u>		<u>昼間</u> (午前8時 30分から 午後5時ま で)	<u>夜間</u> (午後5時 から午後1 0時まで)	<u>備考</u>		
水口小学校	体育館		800円	1,300円	(1) 土曜日、		
	教室（1室につき）		300円	500円	日曜日及び祝日の昼間の利		
	グラウンド		500円	800円	用について		
伴谷小学校	体育館		800円	1,300円	は、夜間の使		
	教室（1室につき）		300円	500円	用料額とす		
					る。		

校)		1 / 2面	100
会議室その他教室		1室	100
グラウンド		1面	100
		1 / 2面	50
室内温水プール(信楽中学校)	1回当たり	幼児	100
		小中学生等	300
回数券		一般	500
		幼児	1,000
		小中学生等	3,000
		一般	5,000
トレーニングルーム(信楽中学校)	1回当たり	一般	300
	回数券		3,000
照明設備	1時間当たり	1面	400
		1 / 2面	200
		1面	600
		1 / 2面	300

備考

- 1 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。
- 2 付帯施設及び備品の使用については、別に定める。
- 3 「幼児」とは未就学児を、「小中学生等」とは小中学校の児童、生徒又はこれに準ずる者を、「一般」とはそれ以外の者をいう。
- 4 「1回」とは、午後(午後2時30分から午後5時30分まで)

	グラウンド	500円	800円	(2) 付帯施設の利用については、実費相当額を徴収する。	
伴谷東小学校	体育館	800円	1,300円		
	教室(1室につき)	300円	500円		
	ランチルーム	3,000円	3,000円		
	グラウンド	500円	800円		
柏木小学校	体育館	800円	1,300円		(3) 冷暖房設備を利用するときは、この表の定める額の5割に相当する金額を加算する。
	教室(1室につき)	300円	500円		
	グラウンド	500円	800円		
	貴生川小学校	体育館	800円		
校	教室(1室につき)	300円	500円		
	グラウンド	500円	800円		
	綾野小学校	体育館	800円	1,300円	
		教室(1室につき)	300円	500円	
グラウンド		500円	800円		
水口中学校		体育館	800円	1,300円	
	格技場	800円	1,300円		
	教室(1室につき)	300円	500円		
	グラウンド	500円	800円		
城山中学校	体育館	800円	1,300円		
	教室(1室につき)	300円	500円		

又は夜間（午後6時から午後9時まで）のそれぞれをいう。

5. 回数券は、1組で11枚とする。

学校名	施設の名称	き)		備考	
		昼間	夜間		
	グラウンド	500円	800円		
		(午前8時 30分から 午後5時ま で)	(午後5時 30分から 午後10時 まで)		
土山小学校 大野小学校	屋内運動場（体 育館）	1,000円	1,500円	土山小学校、大 野小学校運動場	
	教室（1室につ き）	500円	800円	夜間照明を使用 したときは、1	
	運動場	500円	800円	時間につき1,	
土山中学校	屋内運動場（体 育館）	1,000円	1,500円	000円を加算 するものとす	
	教室（1室につ き）	500円	800円	る。ただし、夜 間照明は午後5	
	運動場	800円	1,000円	時30分から午 後9時30分の 利用とする。	
学校名	施設の名称	午前	午後	夜間	備考
		午前9時か ら午後1時 まで	午後1時か ら午後6時 まで	午後6時か ら午後10 時まで	
大原小学校	体育館	700円	1,000 円	1,800 円	(1) 午前、 午後、夜間

	教室	400円	600円	800円	をそれぞれ
	運動場	500円	800円	1,000円	引き続き、
油日小学校	体育館	700円	1,000円	1,800円	利用すると
	教室	400円	600円	800円	きの使用料
	運動場	500円	800円	1,000円	は、それぞ
佐山小学校	体育館	700円	1,000円	1,800円	れの使用料
	教室	400円	600円	800円	額を加算し
	運動場	500円	800円	1,100円	た額とす
甲賀中学校	体育館	700円	1,000円	1,800円	る。
	教室	400円	600円	800円	(2) 体育
	運動場	500円	800円	1,000円	館、運動場
	体育館	700円	1,000円	1,800円	の利用で照
	教室	400円	600円	800円	明設備を使
	運動場	500円	800円	1,000円	用したとき
	体育館	700円	1,000円	1,800円	は、利用し
	教室	400円	600円	800円	た時間1時
	運動場	500円	800円	1,000円	間につき3
					00円を加
					算して徴収
					する。
					(3) いず
					れの施設に
					あっても冷
					暖房施設を
					使用する場

合は、その
 施設の使用
 料の5割に
 相当する金
 額を加算し
 て徴収す
 る。また暖
 房器具を使
 用する場合
 は使用した
 時間1時間
 につき20
 0円を加算
 して徴収す
 る。

学校名	施設の名称	午前	午後	夜間	備考
		午前8時30分から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで	
甲南第一小学校	体育館	700円	800円	1,200円	(1) 1時間当たりの
甲南第二小学校	運動場	1,000円	1,200円	1,500円	使用料は次のとおりとする。
甲南第三小学校	会議室及び多目的教室	200円	300円	500円	体育館 2

	<u>甲南中部小</u> <u>学校</u> <u>希望ヶ丘小</u> <u>学校</u> <u>甲南中学校</u>					<u>00円</u> <u>ただし、</u> <u>夜間の場</u> <u>合は25</u> <u>0円</u> <u>運動場 3</u> <u>00円</u> <u>会議室及び</u> <u>多目的教室</u> <u>100円</u> <u>(2) 競技</u> <u>場の2分の</u> <u>1以下の部</u> <u>分を利用す</u> <u>る場合にお</u> <u>ける使用料</u> <u>金は、規定</u> <u>の額の2分</u> <u>の1とす</u> <u>る。</u> <u>ただし、甲</u> <u>南第二小学</u> <u>校体育館の</u> <u>使用料は、</u> <u>規定の額の</u>
--	--	--	--	--	--	--

2分の1とする。
 (3) 甲南第二小学校運動場の照明施設を使用する場合は、1時間当たり500円を徴収する。
 (4) その他この施設の利用に際し特別に要した経費は、実費の範囲内において利用者に負担させることができる。

学校名	施設の名称	利用時間			備考
		昼間	夜間	昼夜間	
信楽小学校	体育館				
朝宮小学校		200円	400円	600円	

雲井小学校	運動場		全日	半日	
小原小学校			200円	100円	
多羅尾小学校	家事室その		全日	半日	
信楽中学校	他教室		200円	100円	
学校名	施設の名 称	区分	金額 (円)		備考
			1回当たり	回数券	
信楽中学 校	室内温水	幼児	100	1,000	(1) 幼児と
	プール	小中学生 等	300	3,000	は6歳未満の 未就学児を、
		一般	500	5,000	小中学生等と
	トレーニング ルーム	一般	300	3,000	は小中学校の 児童、生徒又 はこれに準ず る者を、一般 とはそれ以外 の者をいう。 (2) 1回と は、午後(午 後2時30分 から午後5時 30分まで) 又は夜間(午 後6時から午 後9時まで) のそれぞれを

業所、店舗その他の施設を置く法人が利用する場合に適用し、「市外」とは、市内以外の場合に適用する。

2 営利の目的をもって利用する場合の1時間当たりの使用料の額は、この表に定める額の3倍に相当する額とする。

3 前項の場合において、入場料その他これに類する金銭を徴収するときは、入場料総収入額の1割に相当する額を使用料として徴収する。

4 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。

5 陶芸用焼成窯（電気）の利用は、1基1回につき10,000円とする。

6 その他この施設の利用に際し特別に要した経費は、実費の範囲内において利用者に負担させることができる。

2 1時間当たりの使用料は、各1室につき400円とする。

3 市外の者が利用する場合における使用料は、規定の額の1.5倍とする。

4 その他この施設の利用に際し特別に要した経費は、実費の範囲内において利用者に負担させることができる。

<第22条関係>

甲賀市民交流駅条例新旧対照表

改正案	現行
(使用料の納付) 第9条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。 2 (略) (利用料金の收受等)	(使用料の納付) 第9条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。 2 (略) (利用料金の收受等)

第14条 (略)

2 利用料金の額は、別表の範囲において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

別表 (第9条、第14条関係)

1 甲賀市民交流駅こうか

施設名	1時間当たり金額 (円)	
	市内	市外
コミュニティルーム	250	500

備考

1 「市内」とは、市内に在住、在勤若しくは在学する者、市内に在住、在勤若しくは在学する者が半数を超える団体又は市内に事業所、店舗その他の施設を置く法人が利用する場合に適用し、「市外」とは、市内以外の場合に適用する。

2 営利の目的をもって利用する場合の1時間当たりの使用料の額は、この表に定める額の3倍に相当する額とする。

3 前項の場合において、入場料その他これに類する金銭を徴収するときは、入場料総収入額の1割に相当する額を使用料として徴収する。

4 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。

2 甲賀市民交流駅こうか・あぶらひ・てらしょう

設備名	区分	金額 (円)
-----	----	--------

第14条 (略)

2 利用料金の額は、別表の範囲において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

別表 (第9条、第14条関係)

区分	単位	使用料
コミュニティルーム	1日につき (8:00~20:00)	2,000円
掲示設備	1区画当り1日につき	100円

注 広告の掲示は、あらかじめ指定された場所とし、B1判 (1030mm×728mm) が掲示できる規格とする。

掲示設備	1区画当たり1日につき	100
備考 広告の掲示は、あらかじめ指定された場所とし、B1判（縦1,030mm、横728mm）が掲示できる規格とする。		

<第23条関係>

甲賀市かもしか荘条例新旧対照表

改正案				現行			
(利用料金) 第10条 利用料金は、別表に定める範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。 2 (略) 別表(第10条関係)				(利用料金) 第10条 利用料金は、別表に定める範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。 2 (略) 別表(第10条関係)			
施設名	区分		金額(円)	宿泊室	区分	宿泊料金(1人1泊)	追加料金(1人1時間当たり)
宿泊室	大人	宿泊料金(1人1泊当たり)	8,500		大人	7,000円	700円
		追加料金(1人1時間当たり)	850				
	小人	宿泊料金(1人1泊当たり)	6,800		小人	5,600円	560円
		追加料金(1人1時間当たり)	680				
	幼児	宿泊料金(1人1泊当たり)	3,400		幼児	2,800円	無料
		追加料金(1人1時間当たり)	無料				
研修室	和室(大)	1時間当たり	4,000	研修室	室料金(1室1時間当たり)		
					和室44畳	4,000円	
					和室36畳	3,000円	
				宿泊の取消しの日及			
				当日	前日	7日前	20日前

備考

- 1 「大人」とは中学生（これに準ずる者を含む。）以上の者を、「小人」とは小学生（これに準ずる者を含む。）を、「幼児」とは3歳以上の未就学の者をいう。
- 2 研修室に宿泊する場合は、宿泊室の利用料金を適用する。
- 3 宿泊室及び研修室は1室2人以上での宿泊を基本とするため、1人で宿泊する場合は、当該利用料金の5割以内の額を加算することができる。
- 4 繁忙日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の前日、7月21日から8月31日まで及び12月29日から1月3日までの期間中の日並びに指定管理者が特に市長の承認を得て定めた日をいう。）に宿泊室及び研修室に宿泊する場合は、当該利用料金の10割以内の額を加算することができる。
- 5 宿泊料金には食事料金を含まず、朝食、夕食、宴会料理等の食事料金は指定管理者が市長の承認を得て定める。
- 6 宿泊料金には、甲賀市あいの土山都市との交流センター条例（平成17年甲賀市条例第61号）に定める入浴施設利用料金を含むものとする。
- 7 第5条に規定する利用時間を超えて宿泊室及び研修室に宿泊する場合は、追加料金を加算する。ただし、2日以上継続して宿泊する場合は、その到着日及び出発日を除く滞在期間中は徴収しない。
- 8 宿泊室及び研修室の休憩利用の利用料金については、指定管理

びキャンセル料比率	100%	50%	30%	20%
-----------	------	-----	-----	-----

備考

- 1 大人とは中学校の生徒（これに準ずる者を含む。）以上の者を、小人とは小学校の児童（これに準ずる者を含む。）を、幼児とは3歳以上の未就学の者をいう。
- 2 研修室に宿泊する場合は、宿泊室の利用料金を適用する。
- 3 宿泊室及び研修室に1人で宿泊する場合は、当該利用料金の50パーセント以内の額を加算することができる。
- 4 繁忙日（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の前日、7月21日から8月31日まで及び12月29日から1月3日までの期間中の日並びに指定管理者が特に市長の承認を得て定めた日）に宿泊室及び研修室に宿泊する場合は、当該利用料金の100パーセント以内の額を加算することができる。
- 5 宿泊料金には食事料金を含まず、朝食、夕食、宴会料理等の食事料金は指定管理者が市長の承認を得て定める。
- 6 宿泊料金には、甲賀市あいの土山都市との交流センター条例（平成17年甲賀市条例第61号）に定める入浴施設利用料金を含むものとする。
- 7 第5条に規定する利用時間を超えて宿泊室及び研修室に宿泊する場合は、追加料金を加算する。ただし、2日以上継続して宿泊する場合は、その到着日及び出発日を除く滞在期間中は徴収しない。
- 8 宿泊室及び研修室の休憩利用の利用料金については、指定管理

者が市長の承認を得て定めることができる。

9 利用時間が1時間に満たない場合の利用料金は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。

1.0 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）第5の規定により療育手帳の交付を受けている者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の宿泊室の利用料金は、当該利用料金から2割に相当する額を減額する。

1.1 利用者の責めに帰すべき理由による宿泊の取消しについてキャンセル料を徴収することができる。

1.2 前項の場合におけるキャンセル料は、宿泊料金及び食事料金の額に次の表に規定するキャンセル料比率を乗じた額とする。

<u>宿泊の取消日</u>	<u>当日</u>	<u>前日</u>	<u>7日前</u>	<u>20日前</u>
<u>キャンセル料比率</u>	<u>10割</u>	<u>5割</u>	<u>3割</u>	<u>2割</u>

者が市長の承認を得て定めることができる。

9 利用時間に1時間未満の端数が生じる場合は、1時間とみなす。

1.0 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）第5の規定により療育手帳の交付を受けている者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の宿泊室の利用料金は、当該利用料金から20パーセントの額を減額する。

1.1 利用者の責めに帰すべき理由による宿泊の取消しについては、宿泊料金及び食事料金に上記の比率を乗じたキャンセル料を徴収することができる。

<第24条関係>

甲賀市あいの土山都市との交流センター条例新旧対照表

<u>改正案</u>	<u>現行</u>
<u>(利用料金)</u> 第10条 交流センターの利用料金の額は、別表に定める範囲において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。	<u>(利用料金)</u> 第10条 交流センターの利用料金の額は、別表に定める範囲において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

2 (略)

別表(第10条関係)

施設名	区分	金額(円)
入浴施設	大人(65歳未満)1人1回当たり	1,000
	大人(65歳以上)1人1回当たり	800
	小人及び幼児1人1回当たり	500
研修室	1室1時間当たり	500

備考

- 1 「大人」とは中学生(これに準ずる者を含む。)以上の者を、「小人」とは小学生(これに準ずる者を含む。)を、「幼児」とは3歳以上の未就学の者をいう。
- 2 入浴施設利用料金には甲賀市税条例(平成16年甲賀市条例第45号)第3章第1節の規定による入湯税を含むものとする。
- 3 利用時間が1時間に満たない場合の利用料金は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。
- 4 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)第5の規定により療育手帳の交付を受けている者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の入浴施設の利用料金は、当該利用料金から2割に相当する額を減額する。

2 (略)

別表(第10条関係)

入浴施設	区分	利用料金
入浴施設	大人	1人1回につき 500円
	大人(65歳以上)	1人1回につき 400円
	小人及び幼児	1人1回につき 250円
研修室	1室1時間当たり	500円

備考

- 1 大人とは中学校の生徒(これに準ずる者を含む。)以上の者を、小人とは小学校の児童(これに準ずる者を含む。)を、幼児とは3歳以上の未就学の者をいう。
- 2 入浴施設利用料金には甲賀市税条例(平成16年甲賀市条例第45号)第3章第1節の規定による入湯税を含むものとする。
- 3 利用時間に1時間未満の端数が生じる場合は、1時間とみなす。
- 4 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)第5の規定により療育手帳の交付を受けている者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の入浴施設の利用料金は、当該利用料金から20パーセントの額を減額する。

<第25条関係>

甲賀市勤労福祉会館条例新旧対照表

改正案			現行			
<p>(利用料)</p> <p>第10条 利用料は、別表第1に定める範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。</p> <p>2 利用者は、利用の承認を受けた事項を変更し、又は利用の取消しをしようとするときは、別表第2に定める範囲の額を納付しなければならない。</p> <p><u>別表第1（第10条関係）</u></p>			<p>(利用料)</p> <p>第10条 利用料は、別表第1に定める範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。</p> <p>2 利用者は、利用の承認を受けた事項を変更し、又は利用の取消しをしようとするときは、別表第2に定める範囲の額を納付しなければならない。</p> <p><u>別表第1（第10条関係）</u></p> <p>(1) <u>宿泊料</u></p>			
<u>施設名</u>	<u>区分</u>	<u>金額(円)</u>	<u>区分</u>	<u>和室</u>	<u>洋室</u>	
和室(1室につき)	宿泊利用 (1人当たり)	1人利用	6,500	1室1人利用	5,250円	6,300円
		2人利用	5,200	1室2人利用(1人につき)	4,200円	4,725円
		3人利用	4,900	1室3人利用(1人につき)	3,990円	4,200円
		4人利用	4,600	1室4人利用(1人につき)	3,675円	
	時間利用	午前9時から午後1時まで	4,200			
		午後1時から午後5時まで	4,200			
		午前9時から午後5時まで	8,400			
洋室(1室につき)	宿泊利用	1人利用	7,800			

	(1人当	2人利用	5,900
	たり)	3人利用	5,200

備考

- 1 宿泊利用の場合において、小学生未満で独立して寝具を使用しないときは無料とする。
- 2 時間利用の場合における利用料には、飲食に係る費用は含まない。
- 3 時間利用が可能な和室は、1階和室に限る。

別表第2（第10条関係）

宿泊の取消日	当日	前日	7日から2日前まで
キャンセル料比率	10割	5割	2割

備考 小学生未満で独立して寝具を使用しない場合は無料とする。

(2) 会議室

区分	9:00~13:0	13:00~17:	9:00~17:0
	0	00	0
1階和室	4,200円	4,200円	8,400円

備考 利用料には、飲食に係る費用は含まない。

別表第2（第10条関係）

当日取消し	前日取消し	7日~2日前取消し
宿泊料の100%	宿泊料の50%	宿泊料の20%

<第26条関係>

甲賀市防災コミュニティセンター条例新旧対照表

改正案	現行						
<p>(使用料)</p> <p>第8条 利用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>別表（第8条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>施設名</td> <td>1時間当たり金額（円）</td> </tr> </table>	施設名	1時間当たり金額（円）	<p>(使用料)</p> <p>第8条 利用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>別表（第8条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>午前9時から正</td> <td>午後1時から午</td> <td>午後6時から午</td> </tr> </table>	区分	午前9時から正	午後1時から午	午後6時から午
施設名	1時間当たり金額（円）						
区分	午前9時から正	午後1時から午	午後6時から午				

	市内	市外
研修室（1室につき）	300	600
会議室（1室につき）	150	300

備考

- 1 「市内」とは、市内に在住、在勤若しくは在学する者、市内に在住、在勤若しくは在学する者が半数を超える団体又は市内に事業所、店舗その他の施設を置く法人が利用する場合に適用し、「市外」とは、市内以外の場合に適用する。
- 2 営利の目的をもって利用する場合の1時間当たりの使用料の額は、この表に定める額の3倍に相当する額とする。
- 3 前項の場合において、入場料その他これに類する金銭を徴収するときは、入場料総収入額の1割に相当する額を使用料として徴収する。
- 4 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。

室名	午まで	後5時まで	後10時まで
研修室（1）	円 600	円 800	円 800
研修室（2）	600	800	800
会議室（1）	300	400	400
会議室（2）	300	400	400

備考 この表に定める区分の利用時間を超過して利用する場合の1時間当たりの使用料は、研修室は200円、会議室は100円とする。

<第27条関係>

甲賀市和太鼓音楽活動交流館条例新旧対照表

改正案		現行													
<p>(使用料)</p> <p>第8条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第9条 市長_____は、公益上又は特別の事情があると認めるときは、別に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>別表(第8条関係)</p>		<p>(使用料)</p> <p>第8条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第9条 教育委員会は、公益上又は特別の事情があると認めるときは、別に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>別表(第8条関係)</p>													
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th colspan="2">1時間当たり金額(円)</th> </tr> <tr> <th>市内</th> <th>市外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>練習室</td> <td>300</td> <td>600</td> </tr> </tbody> </table>		施設名	1時間当たり金額(円)		市内	市外	練習室	300	600	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">室名</th> <th>1時間当たり金額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>練習室</td> <td>300</td> </tr> </tbody> </table>		室名	1時間当たり金額(円)	練習室	300
施設名	1時間当たり金額(円)														
	市内	市外													
練習室	300	600													
室名	1時間当たり金額(円)														
	練習室	300													
<p>備考</p> <p>1 「市内」とは、市内に在住、在勤若しくは在学する者、市内に在住、在勤若しくは在学する者が半数を超える団体又は市内に事業所、店舗その他の施設を置く法人が利用する場合に適用し、「市外」とは、市内以外の場合に適用する。</p> <p>2 営利の目的をもって利用する場合の1時間当たりの使用料の額は、この表に定める額の3倍に相当する額とする。</p> <p>3 前項の場合において、入場料その他これに類する金銭を徴収するときは、入場料総収入額の1割に相当する額を使用料として徴収する。</p> <p>4 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、</p>		<p>備考 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。</p>													

本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。

<第28条関係>

甲賀市子ども等自然環境知識習得施設条例新旧対照表

改正案			現行																															
<p>(利用料)</p> <p>第11条 施設の利用料は、別表の範囲において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。</p> <p>別表(第11条関係)</p> <p>1 研修棟</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th colspan="2">1時間当たり金額(円)</th> </tr> <tr> <th>市内</th> <th>市外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修室</td> <td>300</td> <td>600</td> </tr> <tr> <td>調理室</td> <td>300</td> <td>600</td> </tr> </tbody> </table>			施設名	1時間当たり金額(円)		市内	市外	研修室	300	600	調理室	300	600	<p>(利用料)</p> <p>第11条 施設の利用料は、別表の範囲において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。</p> <p>別表(第11条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修室</td> <td>1時間当たり 200円</td> <td>この施設の利用に際し</td> </tr> <tr> <td>調理室</td> <td>1時間当たり 200円</td> <td>特別に要した経費は、実</td> </tr> <tr> <td>ふれあい体験棟</td> <td>1人1回につき 500円</td> <td>費の範囲内において利</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>用者に負担させること</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>ができる。</td> </tr> </tbody> </table>			区分	金額	備考	研修室	1時間当たり 200円	この施設の利用に際し	調理室	1時間当たり 200円	特別に要した経費は、実	ふれあい体験棟	1人1回につき 500円	費の範囲内において利			用者に負担させること			ができる。
施設名	1時間当たり金額(円)																																	
	市内	市外																																
研修室	300	600																																
調理室	300	600																																
区分	金額	備考																																
研修室	1時間当たり 200円	この施設の利用に際し																																
調理室	1時間当たり 200円	特別に要した経費は、実																																
ふれあい体験棟	1人1回につき 500円	費の範囲内において利																																
		用者に負担させること																																
		ができる。																																
<p>備考</p> <p>1 「市内」とは、市内に在住、在勤若しくは在学する者、市内に在住、在勤若しくは在学する者が半数を超える団体又は市内に事業所、店舗その他の施設を置く法人が利用する場合に適用し、「市外」とは、市内以外の場合に適用する。</p> <p>2 営利の目的をもって利用する場合の1時間当たりの利用料の額</p>																																		

は、この表に定める額の3倍に相当する額とする。

3 前項の場合において、入場料その他これに類する金銭を徴収するときは、入場料総収入額の1割に相当する額を利用料として徴収する。

4 利用時間が1時間に満たない場合の利用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。

5 その他この施設の利用に際し特別に要した経費は、実費の範囲内において利用者に負担させることができる。

2 ふれあい体験棟

施設名	区分	金額(円)
ふれあい体験棟	1人1回	500

備考 1の表備考5は、この表において準用する。

<第29条関係>

甲賀市地域総合センター条例新旧対照表

改正案	現行
(使用料等) 第8条 利用者は、利用許可を受けたときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。ただし、第3条に掲げる事業で利用する場合は、使用料を徴収しない。 2 (略) 別表(第8条関係)	(使用料等) 第8条 利用者は、利用許可を受けたときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。ただし、第3条に掲げる事業で利用する場合は、使用料を徴収しない。 2 (略) 別表(第8条関係)

施設名		1時間あたり金額 (円)	
		市内	市外
甲賀市宇川会館	多目的ホール	800	1,600
	和室	300	600
	会議室	300	600
	学習室	300	600
	調理室	300	600
甲賀市牛飼教育集会所	和室 (1室につき)	100	200
	調理室	200	400
甲賀市清和会館	大会議室	400	800
	和室 (1室につき)	200	400
	談話室	100	200
	ふれあいルーム	200	400
	調理室	200	400
甲賀市大久保教育集会所	会議室	100	200
	講話室	100	200
	研修室	200	400
	調理室	100	200
甲賀市かえで会館	集会室(1室につき)	800	1,600
	調理室	400	800
	多目的室	150	300
	研修室1	300	600

施設名	室名	1時間あたり金額 (円)
甲賀市宇川会館	多目的ホール	800
	和室	200
	会議室	200
	学習室	300
	調理室	200
甲賀市牛飼教育集会所	和室 (1)	100
	和室 (2)	100
	調理室	200
甲賀市清和会館	大会議室	400
	和室 (1)	200
	和室 (2)	200
	談話室	100
	ふれあいルーム	200
甲賀市大久保教育集会所	会議室	100
	講話室	100
	研修室	200
	調理室	100
甲賀市かえで会館	集会室	800
	機能回復訓練室	800
	調理実習室	300
	共同娯楽室	100
	研修室	200

	研修室 2	1 5 0	3 0 0
甲賀市西教育集会所	和室（1室につき）	2 0 0	4 0 0
	集会室	2 0 0	4 0 0
	調理室	2 0 0	4 0 0

備考

- 1 「市内」とは、市内に在住、在勤若しくは在学する者、市内に在住、在勤若しくは在学する者が半数を超える団体又は市内に事業所、店舗その他の施設を置く法人が利用する場合に適用し、「市外」とは、市内以外の場合に適用する。
- 2 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。

	団体作業室	1 0 0
甲賀市西教育集会所	和室（1）	2 0 0
	和室（2）	2 0 0
	和室（3）	2 0 0
	集会室	2 0 0
	調理室	2 0 0

備考 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長して使用する場合も同様とする。

< 第30条関係 >

甲賀市民文化ホール条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(使用料)</p> <p>第10条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>(利用料金)</p> <p>第17条 前条第1項の規定により指定管理者に管理業務を行わせる場</p>	<p>(使用料)</p> <p>第10条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>(利用料金)</p> <p>第17条 前条第1項の規定により指定管理者に管理業務を行わせる場</p>

合における利用料金の額は、第10条に定める額を上限として、指定管理者が教育委員会の承認を得て定めるものとする。

2 (略)

別表(第10条、第17条関係)

1 施設

施設名		区分時間当たり金額(円)						
		区分	午前	午後	夜間	午前午後	午後夜間	全日
時間		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで	
		あ い こ う か 市 民 ホ 二 ル	ホール(舞台)	平日	16,000	26,000	34,000	42,000
休日等	24,000			39,000	51,000	63,000	90,000	114,000
か 市 民 ホ 二 ル	和室	平日	1,700	2,100	2,100	3,800	4,200	5,900
		休日等	2,100	2,400	2,400	4,500	4,800	6,900
二 ル	練習室1	平日	1,200	1,400	1,400	2,600	2,800	4,000
		休日等	1,300	1,500	1,500	2,800	3,000	4,300

合における利用料金の額は、第10条に定める額を上限として、指定管理者が教育委員会の承認を得て定めるものとする。

2 (略)

別表(第10条、第17条関係)

(1) 使用料

利用施設		区分時間当たり金額(円)						
		区分	午前	午後	夜間	午前午後	午後夜間	全日
時間		9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~22:00	9:00~17:00	13:00~22:00	9:00~22:00	
		あ い こ う か 市 民 ホ 二 ル	ホール(舞台)	平日	12,000	24,000	32,000	36,000
休日等	18,000			36,000	48,000	54,000	84,000	102,000
か 市 民 ホ 二 ル	和室	平日	1,600	2,000	2,000	3,600	4,000	5,600
		休日等	2,000	2,300	2,300	4,300	4,600	6,600
二 ル	練習室1	平日	1,100	1,300	1,300	2,400	2,600	3,700
		休日等	1,300	1,500	1,500	2,800	3,000	4,300

		休日等	1,40	1,60	1,60	3,00	3,20	4,60
			0	0	0	0	0	0
練習室2		平日	1,70	2,10	2,10	3,80	4,20	5,90
			0	0	0	0	0	0
		休日等	2,10	2,40	2,40	4,50	4,80	6,90
			0	0	0	0	0	0
練習室3		平日	2,80	3,70	3,70	6,50	7,40	10,20
			0	0	0	0	0	00
		休日等	3,00	3,90	3,90	6,90	7,80	10,80
			0	0	0	0	0	00
展示室	全室	平日	4,70	5,80	—	10,50	—	—
			0	0	—	00	—	—
	休日等	平日	5,80	6,80	—	12,60	—	—
			0	0	—	00	—	—
	1/2 使用	平日	2,80	3,50	—	6,30	—	—
			0	0	—	0	—	—
休日等	平日	3,50	4,10	—	7,60	—	—	
		0	0	—	0	—	—	
碧水ホール	ホール（舞台）	平日	7,20	10,80	14,10	18,00	24,90	32,10
			0	00	00	00	00	00
	休日等	平日	10,80	16,20	21,20	27,00	37,40	48,20
			00	00	00	00	00	00
	練習室	平日	1,20	1,40	1,40	2,60	2,80	4,00
			0	0	0	0	0	0
休日等	平日	1,40	1,60	1,60	3,00	3,20	4,60	
		0	0	0	0	0	0	

練習室2	平日	1,60	2,00	2,00	3,60	4,00	5,60	
		0	0	0	0	0	0	
	休日等	2,00	2,30	2,30	4,30	4,60	6,60	
		0	0	0	0	0	0	
	練習室3	平日	2,70	3,50	3,50	6,20	7,00	9,70
			0	0	0	0	0	0
休日等		2,90	3,70	3,70	6,60	7,40	10,30	
		0	0	0	0	0	00	
展示室	全室	平日	4,50	5,50	—	10,00	—	—
			0	0	—	00	—	—
	休日等	平日	5,50	6,50	—	12,00	—	—
			0	0	—	00	—	—
	1/2 使用	平日	2,70	3,30	—	6,00	—	—
			0	0	—	0	—	—
休日等	平日	3,30	3,90	—	7,20	—	—	
		0	0	—	0	—	—	
碧水ホール	ホール（舞台）	平日	5,00	8,00	12,00	13,00	20,00	25,00
			0	0	00	00	00	00
	休日等	平日	7,50	12,00	18,00	19,50	30,00	37,50
			0	00	00	00	00	00
	練習室	平日	900	1,10	1,10	2,00	2,20	3,10
			0	0	0	0	0	0
休日等	平日	1,00	1,20	1,20	2,20	2,40	3,40	
		0	0	0	0	0	0	
会議室	平日	4,00	5,50	5,50	9,50	11,00	15,00	

			<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
	会議室	平日	2,10	2,90	2,90	5,00	5,80	7,90
			<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
		休日等	2,60	3,40	3,40	6,00	6,80	9,40
			<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
	展示コーナ	平日	—	—	—	—	—	1,60
			<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
		休日等	—	—	—	—	—	1,60
			<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
あ い の 土 山 文 化 ホ ニ ル	ホール（舞 台）	平日	7,20	10,8	14,1	18,0	24,9	32,1
			<u>0</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>
		休日等	10,8	16,2	21,2	27,0	37,4	48,2
			<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>
	練習室	平日	1,20	1,40	1,40	2,60	2,80	4,00
			<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
	休日等	1,40	1,60	1,60	3,00	3,20	4,60	
		<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	
甲 南 情 報 交 流	ホール（舞 台）	平日	6,90	9,70	11,0	16,6	20,8	27,7
			<u>0</u>	<u>0</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>
		休日等	10,4	14,6	16,5	25,0	31,1	41,5
			<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>
レッスン室	平日	1,20	1,40	1,40	2,60	2,80	4,00	
		<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	

			<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>00</u>	<u>00</u>
		休日等	5,00	6,50	6,50	11,5	13,0	18,0
			<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>
	展示コーナ	平日	—	—	—	—	—	1,50
			<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>
		休日等	—	—	—	—	—	1,50
			<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>
あ い の 土 山 文 化 ホ ニ ル	ホール（舞 台）	平日	5,00	8,00	12,0	13,0	20,0	25,0
			<u>0</u>	<u>0</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>
		休日等	7,50	12,0	18,0	19,5	30,0	37,5
			<u>0</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>
	練習室	平日	900	1,10	1,10	2,00	2,20	3,10
			<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
	休日等	1,00	1,20	1,20	2,20	2,40	3,40	
		<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	
甲 南 情 報 交 流 セ ン	ホール（舞 台）	平日	4,80	7,20	9,40	12,0	16,6	21,4
			<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>
		休日等	7,20	10,8	14,1	18,0	24,9	32,1
			<u>0</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>
レッスン室	平日	900	1,10	1,10	2,00	2,20	3,10	
		<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	
	休日等	1,00	1,20	1,20	2,20	2,40	3,40	
		<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	

セ ン タ ー		休日等	1,400	1,600	1,600	3,000	3,200	4,600
			0	0	0	0	0	0
	スタジオ	平日	1,600	1,700	1,700	3,300	3,400	5,000
			0	0	0	0	0	0
		休日等	1,800	2,000	2,000	3,800	4,000	5,800
			0	0	0	0	0	0
	会議室	平日	1,000	1,200	1,200	2,200	2,400	3,400
			0	0	0	0	0	0
		休日等	1,100	1,300	1,300	2,400	2,600	3,700
			0	0	0	0	0	0
	研修室	平日	1,000	1,200	1,200	2,200	2,400	3,400
			0	0	0	0	0	0
	休日等	1,100	1,300	1,300	2,400	2,600	3,700	
		0	0	0	0	0	0	

備考

- 1 この表において「休日等」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日、日曜日及び土曜日をいう。
- 2 次の各号に掲げる場合の使用料は、当該各号に定める額とする。
 - (1) 利用に際し、1,000円（甲賀市あいこうか市民ホールにあつては、2,000円）を超える額を入場料その他これに類する金銭（以下「入場料等」という。）として徴収する場合又は宣伝その他これに類する目的をもって催物を行う場合 この表に定める使用料に当該使用料の5割に相当する額を加えた額
 - (2) 利用に際し、1,000円（甲賀市あいこうか市民ホール

タ ー	スタジオ	平日	1,600	1,700	1,700	3,300	3,400	5,000
			0	0	0	0	0	0
		休日等	1,800	2,000	2,000	3,800	4,000	5,800
			0	0	0	0	0	0
	会議室	平日	900	1,100	1,100	2,000	2,200	3,100
				0	0	0	0	0
		休日等	1,000	1,200	1,200	2,200	2,400	3,400
			0	0	0	0	0	0
	研修室	平日	900	1,100	1,100	2,000	2,200	3,100
				0	0	0	0	0
		休日等	1,000	1,200	1,200	2,200	2,400	3,400
			0	0	0	0	0	0

備考

- 1 この表中「休日等」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日、日曜日及び土曜日をいう。
- 2 利用者が利用に際し、入場料若しくはこれに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収する場合、又は宣伝その他これに類する目的（以下「宣伝目的等」という。）をもって催物を行う場合は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 入場料等が1,000円（甲賀市あいこうか市民ホールにあつては2,000円）を超えるとき、又は宣伝目的等のときは、その使用料の5割に相当する金額を加算した金額とする。

にあつては2,000円)以下の入場料等を徴収する場合 この表に定める使用料に当該使用料の3割に相当する額を加えた額

(3) ホールのうち舞台のみを利用する場合又はホール若しくは展示室を連続して6日以上使用するときの6日目以降の場合 この表に定める使用料の5割に相当する額

3 利用の許可を受けた時間区分を延長して利用する場合(以下「延長利用」という。)の使用料は、延長時間1時間(1時間未満の端数は、30分以上をもって1時間とみなす。以下同じ。)につき当該利用許可を受けた時間区分(午前午後の区分の場合は午後の区分とする。)の使用料の3割に相当する額とする。ただし、規定時間外(午前9時以前及び午後10時以降の時間をいう。)の延長利用の使用料は、延長時間1時間につき夜間区分の使用料の3割に相当する額とする。

4 延長利用できる時間は、あいこうか市民ホール展示室は午後10時までとし、その他は1時間以内とする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

5 ホールの冷暖房設備を利用する場合は、甲賀市あいこうか市民ホールについては1時間当たり3,000円を、甲賀市碧水ホール、甲賀市あいの土山文化ホール及び甲賀市甲南情報交流センター(以下3館を総称して「その他の館」という。)についてはこの表に定める使用料の5割に相当する額を徴収する。

6 甲賀市甲南情報交流センター(ホールを除く。)については、各区分における使用料の3割に相当する額を1時間当たり金額として、時間単位での利用に供することができる。

7 使用料の額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切

(2) 入場料等が1,000円(甲賀市あいこうか市民ホールにあつては2,000円)以下のときは、その使用料の3割に相当する金額を加算した金額とする。

3 利用者が次の目的をもって利用する場合の使用料は、その5割に相当する額とする。ただし、前項に該当する場合は、この限りでない。

(1) ホールを舞台練習等に使用する場合

(2) ホール又は展示室を連続して6日以上使用する場合は6日目以降

4 利用の許可を受けた時間区分(以下「利用時間」という。)を延長して利用する場合(以下「延長利用」という。)の使用料は、次のとおりとする。

(1) 延長利用できる時間は、1時間以内とする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(2) 延長利用の使用料は、延長時間1時間(1時間未満の端数は、30分以上をもって1時間とみなす。以下同じ。)につき当該利用許可を受けた時間区分(午前午後の区分の場合は午後の区分とする。)の使用料の3割に相当する額とする。ただし、規定時間外(午前9時以前及び午後10時以降の時間をいう。)の延長利用の使用料は、延長時間1時間につき夜間区分の使用料の3割に相当する額とする。

5 ホールの冷暖房設備を利用する場合は、甲賀市あいこうか市民ホールについては、1時間当たり3,000円を、甲賀市碧水ホール、甲賀市あいの土山文化ホール及び甲賀市甲南情報交流センター(以下3館を総称して「その他の館」という。)については、

り上げる。

2 附帯設備（甲賀市あいこうか市民ホール）

設備名		区分	金額（円）
照明	フットライト	1式	400
装置	ボーダーライト	1列	500
	サスペンションライト	1列	1,300
	シーリングスポットライト	1式	2,100
	アッパーホリゾンライト	1式	1,300
	ローホリゾンライト	1式	1,300
	フロントサイドスポットライト	1式	1,700
	センタースポットライト	1台	1,000
	エフェクトマシーン	1セット	1,000
		ト	
	追加スポットライト	1台	100
	スモークマシーン	1台	2,300
	持込機材	1kw	100
音響	ホール拡声装置（基本6ch）	1式	3,100
装置	ホール拡声装置（追加1ch）	1ch	500
	ワイヤレスマイク装置	1ch	200

この表に定める5割に相当する金額を加算する。

6 甲賀市甲南情報交流センター（ホールを除く。）については、各区分における使用料の3割に相当する額を1時間当たり金額として、時間単位での利用に供することができる。

7 使用料の額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。

(2) 甲賀市あいこうか市民ホール付帯設備使用料

種別	品名	単位	金額（円）
照明	フットライト	1式	400
装置	ボーダーライト	1列	500
	サスペンションライト	1列	1,200
	シーリングスポットライト	1式	2,000
	アッパーホリゾンライト	1式	1,200
	ローホリゾンライト	1式	1,200
	フロントサイドスポットライト	1式	1,600
	センタースポットライト	1台	1,000
	エフェクトマシーン	1セット	1,000
		ト	
	追加スポットライト（1kw以下）	1台	100
	スモークマシーン	1台	2,200
	持込機材	1kw	100
音響	ホール拡声装置（基本6ch）	1式	3,000
装置	ホール拡声装置（追加1ch）	1ch	500
	ワイヤレスマイク装置	1ch	200

	3点吊マイク装置	1式	300
	録音・再生機器	1台	300
	モニタースピーカー	1台	200
	効果機材	1台	500
	エレベーターマイク装置	1式	200
	ポータブルワイヤレスアンプ	1台	600
	持込機材	1kw	100
映写	ビデオプロジェクター	1台	1,000
機器			
等	スクリーン	1台	500
	持込機材	1kw	100
楽器	ピアノ・フルコン (ホール)	1台	2,100
等	ピアノ・アップライト (練習室)	1台	1,000
	指揮者台	1台	100
	指揮者譜面台	1台	100
大道	演台・花台	1式	200
具	金屏風	1双	1,000
	松羽目	1式	500
	竹羽目	1式	1,600
	所作台	1式	10,500
			0
	平台	1台	100
	緋毛せん	1枚	200
	地がすり	1枚	3,100
	吊看板・立看板	1枚	100

	3点吊マイク装置	1式	300
	録音・再生機器	1台	300
	モニタースピーカー	1台	200
	効果機材	1台	500
	エレベーターマイク装置	1式	200
	ポータブルワイヤレスアンプ	1台	600
	持込機材	1kw	100
映写	ビデオプロジェクター	1台	1,600
機器	録画再生機器	1台	300
等	スクリーン	1台	500
	持込機材	1kw	100
楽器	ピアノ・フルコン (ホール)	1台	3,000
等	ピアノ・アップライト (練習室)	1台	1,000
	指揮者台	1台	100
	指揮者譜面台	1台	100
大道	演台・花台	1式	200
具	金屏風	1双	1,000
	松羽目	1式	500
	竹羽目	1式	1,500
	所作台	1式	10,000
			0
	平台	1台	100
	緋毛せん	1枚	200
	地がすり	1枚	3,000
	吊看板・立看板	1枚	100

	反響板（天板ライトを含む。）	1式	5,200
その他	紗幕	1枚	1,600
他	茶道具	1式	300
	持込器具	1kw	100

備考

- この表の使用料は、午前、午後及び夜間の区分毎の料金である。
- 1の表備考2（（3）を除く。）、3及び4の規定は、この表において準用する。
- その他この施設の利用に際し特別に要した経費は、実費の範囲内において利用者に負担させることができる。

3 付帯設備（その他の館）

設備名	区分	金額（円）
照明設備	1式	2,100
音響設備	1式	2,100
映写設備	1台	1,000
舞台設備	1式	1,000
その他備品	1式	1,000
電動椅子（碧水ホール・甲南情報交流センター）	1式	2,100
反響板（あいの土山文化ホール・甲南情報交流センター）	1式	2,100
ピアノ・フルコン（あいの土山文化ホール）	1台	5,400
ピアノ・フルコン（碧水ホール・甲南情報交流センター）	1台	2,100
ピアノ・アップライト（碧水ホール練習室）	1台	1,000

	反響板（天板ライトを含む）	1式	5,000
その他	紗幕	1枚	1,500
他	茶道具	1式	300
	持込器具	1kw	100

備考

- 上記の使用料は、午前、午後及び夜間の区分毎の料金である。
- （1）使用料の表備考第2項及び第4項の規定は、この表において準用する。
- その他この施設の利用に際し特別に要した経費は、実費の範囲内において利用者に負担させることができる。

（3） その他の館の付帯設備使用料

付帯設備	単位	金額（円）
照明設備	1式	2,000
音響設備	1式	2,000
映写設備	1台	1,000
舞台設備	1式	1,000
その他備品	1式	1,000
電動椅子（碧水ホール・甲南情報交流センター）	1式	2,000
反響板（あいの土山文化ホール・甲南情報交流センター）	1式	2,000
ピアノ（あいの土山文化ホール）	1台	5,200
ピアノ（碧水ホール・甲南情報交流センター）	1台	2,000
エレクトーン	1台	2,000

備考 1の表備考2（（3）を除く。）、3及び4の規定並びに2の表備考1及び3の規定は、この表において準用する。

備考

1 （1）使用料の表備考第2項及び第4項の規定は、この表において準用する。

2 （2）甲賀市あいこうか市民ホール付帯設備使用料の表備考第1項及び第3項の規定は、この表において準用する。

<第31条関係>

甲賀市くすり学習館条例新旧対照表

改正案	現行																	
<p>(使用料)</p> <p>第13条 利用者は、利用の開始までに別表に定める額を納めなければならない。ただし、市長が別に納期を定めた場合は、この限りでない。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第15条 市長は、特別の事情があると認めるときは、別に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(利用料金)</p> <p>第19条 前条第1項の規定により指定管理者に管理業務を行わせる場合における利用料金の額は、別表に定める額の範囲において、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。</p> <p>別表（第13条、第19条関係）</p> <table border="1" data-bbox="237 1187 1106 1380"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th colspan="2">1時間当たり金額（円）</th> </tr> <tr> <th>市内</th> <th>市外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会議室1</td> <td>300</td> <td>600</td> </tr> <tr> <td>会議室2</td> <td>600</td> <td>1,200</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	1時間当たり金額（円）		市内	市外	会議室1	300	600	会議室2	600	1,200	<p>(使用料)</p> <p>第13条 利用者は、利用の開始までに別表に定める額を納めなければならない。ただし、市長が別に納期を定めた場合は、この限りでない。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第15条 市長は、特別の事情があると認めるときは_____、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(利用料金)</p> <p>第19条 前条第1項の規定により指定管理者に管理業務を行わせる場合における利用料金の額は、別表に定める額の範囲において、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。</p> <p>別表（第13条、第19条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1133 1187 2000 1380"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>1時間当たり金額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会議室1</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>会議室2</td> <td>600</td> </tr> </tbody> </table>	区分	1時間当たり金額（円）	会議室1	300	会議室2	600
施設名		1時間当たり金額（円）																
	市内	市外																
会議室1	300	600																
会議室2	600	1,200																
区分	1時間当たり金額（円）																	
会議室1	300																	
会議室2	600																	

体験学習室（1室につき）	900	1,800
--------------	-----	-------

備考

- 1 「市内」とは、市内に在住、在勤若しくは在学する者、市内に在住、在勤若しくは在学する者が半数を超える団体又は市内に事業所、店舗その他の施設を置く法人が利用する場合に適用し、「市外」とは、市内以外の場合に適用する。
- 2 営利の目的をもって利用する場合の1時間当たりの使用料の額は、この表に定める額の3倍に相当する額とする。
- 3 前項の場合において、入場料その他これに類する金銭を徴収するときは、入場料総収入額の1割に相当する額を使用料として徴収する。
- 4 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。
- 5 その他この施設の利用に際し特別に要した経費は、実費の範囲内において利用者に負担させることができる。

体験学習室1	900
体験学習室2	900

備考

- 1 市外に居住する者若しくは市外に居住する者が半数を超える団体、又は市外にその本拠地を置く団体が利用する場合は、この表の金額の2倍とする。
- 2 市内の小学校、中学校、高等学校若しくは中等教育学校の児童若しくは生徒又はこれらに準ずる者が、学校の事業又は行事として利用する場合は免除する。
- 3 利用者が利用に際し、入場料又はこれに類するものを徴収する場合は、この表の金額の2倍の額とし、宣伝その他これに類する目的をもって催物を行う場合は、30,000円とする。
- 4 利用時間が1時間に満たない場合は、1時間とみなした額とし、利用を延長する場合も同様とする。
- 5 その他、施設等の利用に際し特別に要した経費は、実費の範囲内において利用者に負担させることができる。

<第32条関係>

甲賀市まちづくり活動センター条例新旧対照表

改正案	現行
(使用料) 第8条 施設等利用者は、利用の許可を受けたときは、別表で定める使	(使用料) 第8条 施設等利用者は、利用の許可を受けたときは、別表で定める使

用료를納付しなければならない。

2 (略)

(利用料金)

第18条 前条第1項の規定により、指定管理者に管理業務を行わせる場合における利用料金の額は、別表の範囲において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

別表 (第8条、第18条関係)

1 貸室

施設名	1時間当たり金額 (円)	
	市内	市外
会議室 (1室につき)	300	600
和室 (1室につき)	300	600
練習室	400	800
多目的室1	500	1,000
多目的室2	800	1,600
キッチンスペース	400	800

備考

- 1 「市内」とは、市内に在住、在勤若しくは在学する者、市内に

用료를納付しなければならない。

2 (略)

(利用料金)

第18条 前条第1項の規定により、指定管理者に管理業務を行わせる場合における利用料金の額は、別表の範囲において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

別表 (第8条、第18条関係)

区分	単位	1時間当たりの使用料の額 (円)	
		9:00~17:00	17:00~22:00
会議室1	1室	200	300
会議室2	1室	200	300
和室1	1室	200	300
和室2	1室	200	300
練習室	1室	300	450
多目的室1	1室	400	600
多目的室2	1室	600	900
キッチンスペース	1室	300	450
ロッカー	1個	規則で定める額	
メールボックス	1個	規則で定める額	
スチール棚	1段	規則で定める額	

備考

- 1 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなし

在住、在勤若しくは在学する者が半数を超える団体又は市内に事業所、店舗その他の施設を置く法人が利用する場合に適用し、「市外」とは、市内以外の場合に適用する。

2 営利の目的をもって利用する場合の1時間当たりの使用料の額は、この表に定める額の3倍に相当する額とする。

3 前項の場合において、入場料その他これに類する金銭を徴収するときは、入場料総収入額の1割に相当する額を使用料として徴収する。

4 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。

た額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、準備及び後始末に要する時間は、利用時間に含まれるものとする。

2 特別の理由により利用時間の規定を超えて利用する場合の1時間当たりの使用料の額は、区分の欄に応じ、1時間当たりの使用料の額17：00～22：00の欄の使用料の3割に相当する額を同欄の使用料に加算した額とする。

3 市外に居住する者若しくは市外に居住する者が半数を超えて構成員となっている団体又は市外にその本拠を置く団体が利用する場合の1時間当たりの使用料の額は、この表に定める額の2倍に相当する額とする。

4 営利の目的をもって利用する場合の1時間当たりの使用料の額は、この表に定める額の3倍に相当する額とする。

5 入場料その他これに類する金銭を徴収する場合の使用料の総額は、この表に定める額の3倍に相当する額に利用時間を乗じた額に入場料総収入額の1割に相当する額を加算した額とする。

6 ロッカー、メールボックス又はスチール棚の使用料は、利用期間の初日の属する月から利用期間の末日の属する月までの月数により計算する。

7 使用料の額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。

2 附属設備

設備名	区分	金額(円)
ロッカー	1個	規則で定める額
メールボックス	1個	規則で定める額
スチール棚	1段	規則で定める額

備考 附属設備の使用料は、利用期間の初日の属する月から利用期間の末日の属する月までの月数により計算する。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の次に掲げる条例の規定は、この条例の施行の日以後に納付される使用料（利用料金を含む。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に納付された使用料については、なお従前の例による。

(1) 甲賀市斎場条例

(2) 甲賀市児童館条例

(3) 甲賀市農村環境改善センター条例

(4) 甲賀市農村集落センター条例

(5) 甲賀市農業振興センター条例

(6) 甲賀市開発センター条例

(7) 甲賀市林業施設条例

(8) 甲賀市信楽伝統産業会館条例

(9) 甲賀市信楽産業展示館条例

(10) 甲賀市共同福祉施設条例

(11) 甲賀市勤労青少年ホーム条例

(12) 甲賀市かふか生涯学習館条例

(13) 甲賀市公民館条例

(14) 甲賀市お茶のみホール条例

(15) 甲賀市歴史民俗資料館条例

(16) 甲賀市旧水口図書館条例

- (17) 甲賀市東海道伝馬館条例
- (18) 甲賀市甲南青少年研修センター条例
- (19) 甲賀市スポーツ施設条例
- (20) 甲賀市立学校施設開放条例
- (21) 甲賀市甲南ふれあいの館条例
- (22) 甲賀市民交流駅条例
- (23) 甲賀市かもしか荘条例
- (24) 甲賀市あいの土山都市との交流センター条例
- (25) 甲賀市勤労福祉会館条例
- (26) 甲賀市防災コミュニティセンター条例
- (27) 甲賀市和太鼓音楽活動交流館条例
- (28) 甲賀市子ども等自然環境知識習得施設条例
- (29) 甲賀市地域総合センター条例
- (30) 甲賀市民文化ホール条例
- (31) 甲賀市くすり学習館条例
- (32) 甲賀市まちづくり活動センター条例